令和７年度　埼玉県水防計画

第１章　総則

1.1　目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第２条第１項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2　用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

（１）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第２条第２項）。

（２）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第４条）。

（３）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第２条第３項）。

（４）消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第９条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第２条第４項）。

（５）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第２条第５項）。

（６）水防団

法第６条に規定する水防団をいう。

（7）量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第２条第７項、法第 10 条第３項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。

（8）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第１項）。

（9）洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第２項、法第 11 条第１項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の２第２項及び第３項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川､湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第２条第８項、法第 16 条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第１項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第２項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第１項及び第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(20) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第 15 条の６）。

1.3 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次の通りである。

（1）県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第３条の６）。具体的には、主に次のような事務を行う。

①指定水防管理団体の指定（法第４条）

②水防計画の作成及び要旨の公表（法第７条第１項及び第７項）

③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の２、下水道法第 23 条の２）

④都道府県水防協議会の設置（法第８条第１項）

⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第３項）

⑥洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第１項、気象業務法第 14 条の２第３項）

⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）

⑧水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第２項及び第３項）

⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の４）

⑩洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）

⑪都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）

⑫水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第 16 条第１項、第３項及び第４項）

⑬水防信号の指定（法第 20 条）

⑭避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）

⑮緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）

⑯水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）

⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第 48 条）

（２）水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第３条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

①水防団の設置（法第５条）

②水防団員等の公務災害補償（法第６条の２）

③平常時における河川等の巡視（法第９条）

④水位の通報（法第 12 条第１項）

⑤浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）

⑥避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の２）

⑦避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の３）

⑧浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の６、法第 15 条の７、法第 15 条の８）

⑨予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）

⑩水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）

⑪緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第２項）

⑫警戒区域の設定（法第 21 条）

⑬警察官の援助の要求（法第 22 条）

⑭他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）

⑮堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）

⑯公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第３項）

⑰避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）

⑱水防訓練の実施（法第 32 条の２）

⑲（指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第 33 条第１項及び第３項）

⑳（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）

㉑水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）

㉒水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）

㉓水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

㉔水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）

㉕消防事務との調整（法第 50 条）

（３）国土交通省の責任

①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の２）

②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第２項、気象業務法第 14 条の２第２項）

③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）

④水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第１項）

⑤洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の４）

⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）

⑦大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の９）

⑧水防警報の発表及び通知（法第 16 条第１項及び第 2 項）

⑨重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）

⑩特定緊急水防活動（法第 32 条）

⑪水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

⑫都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（４）河川管理者の責任

①水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

（5）気象庁の責任

①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第１項、気象業務法第 14 条の２第１項）

②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第２項、法第 11 条第１項並びに気象業務法第 14 条の２第２項及び第３項）

（6）居住者等の義務

①水防への従事（法第 24 条）

②水防通信への協力（法第 27 条）

（7）水防協力団体の義務

①決壊の通報（法第 25 条）

②決壊後の処置（法第 26 条）

③水防訓練の実施（法第 32 条の２）

④津波避難訓練への参加（法第 32 条の３）

⑤業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

1.4　津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

1.5　安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

例）水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の作成例

- 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- 水防活動は原則として複数人で行う。
- 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し共有しなければならない。
- 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第２章　水防組織

2.1　県の水防組織

水防に関係ある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、県は水防本部に埼玉県水防本部(以下「水防本部」という。)を、各県土整備事務所等に総務班、情報連絡班、対策班をそれぞれ設置し、次の組織で事務を処理する。ただし埼玉県災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

（1）組織系統

(通常の組織)

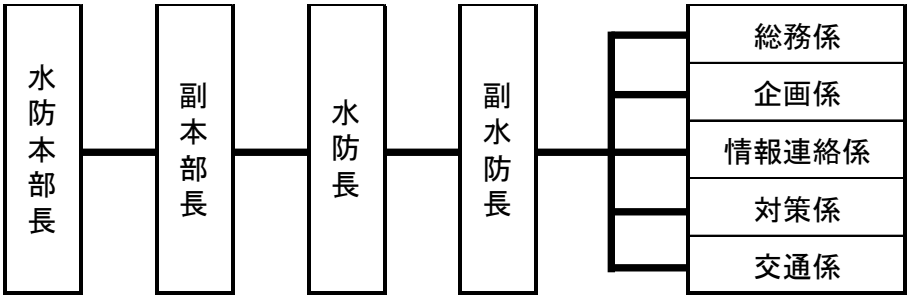

水防本部長	:	県土整備部長
副本部長	:	県土整備部副部長
水防長	:	河川砂防課長
副水防長	:	河川環境課長、道路環境課長、 各県土整備事務所長、総合治水事務所長

（災害対策本部が設置された場合の組織）

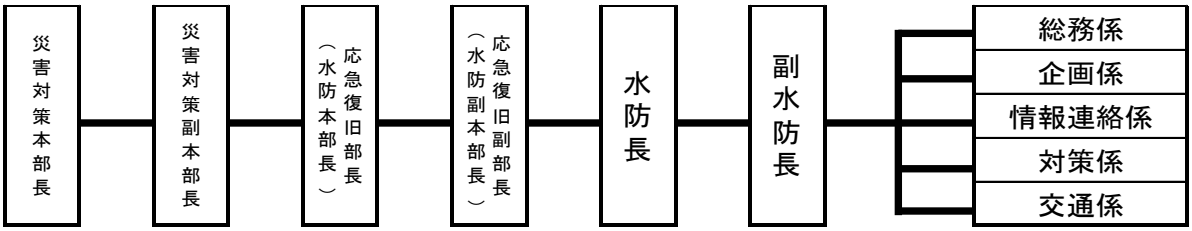

災害対策本部長	：	知事
災害対策副本部長	：	副知事
応急復旧部長（水防本部長）	：	県土整備部長
応急復旧副部長（水防副本部長）	：	県土整備部副部長
水防長	：	河川砂防課長
副水防長	：	河川環境課長、道路環境課長
		各県土整備事務所長、総合治水事務所長

（2）水防本部の分掌事務

水防本部の分掌事務は、**資料１**のとおりである。

係名	業務
総務係	・水防本部要員の決定招集に関すること。 ・水防事務の諸経理に関すること。 ・他班の所掌に属さない事務に関すること。
企画係	・情報の把握及び判定に関すること。 ・洪水予報、水位周知、水防警報、その他指示事項の立案に関すること。 ・災害対策本部、警察、自衛隊、関係機関との連絡・調整に関すること。 ・他課、他部局への応援要請に関すること。
情報連絡係	・洪水予報、水防警報の収集・伝達に関すること。 ・気象状況、雨量、水位、流量等の情報収集・伝達に関すること。
対策係	・公共土木施設の災害の情報収集及びその応急対策に関すること。 ・被害状況、水防活動状況等の情報収集に関すること。 ・国土交通省との連絡・調整に関すること。 ・水防作業の現地指導並びに本部員の輸送に関すること。 ・水防資器材の確保、斡旋、輸送に関すること。 ・土砂災害警戒情報に関すること。 ・排水機場、水門等の操作状況の情報収集に関すること。 ・ダムの洪水調整に関すること。
交通係	・交通規制に関すること。

2.2　指定水防管理団体

県が指定している、指定水防管理団体は次のとおりとする。

所管県土整備事務所	指定水防管理団体名
さいたま県土整備事務所	荒川左岸水害予防組合、さいたま市
北本県土整備事務所	※荒川北縁水防事務組合
飯能県土整備事務所	坂戸市、越生町、毛呂山町
東松山県土整備事務所	川島町、吉見町
本庄県土整備事務所	神流川水害予防組合、坂東上流水害予防組合
熊谷県土整備事務所	熊谷市、大里郡利根川水害予防組合、 ※荒川北縁水防事務組合
行田県土整備事務所	行田市、加須市・羽生市水防事務組合、 ※荒川北縁水防事務組合
越谷県土整備事務所	江戸川水防事務組合、 ※利根川栗橋流域水防事務組合
杉戸県土整備事務所	※利根川栗橋流域水防事務組合

各々の指定水防管理団体については、**資料２**のとおりである。

2.3　指定水防管理団体の水防組織

指定水防管理団体の水防組織は、県の水防組織に準じて、指定水防管理団体の水防計画に定めることとする。

2.4　都道府県大規模氾濫減災協議会

知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会及び国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第３章　重要水防箇所

3.1　国土交通省管理重要水防箇所

国土交通省管理河川における重要水防箇所の設定基準は、**資料３－１**のとおりであり、県内の設定箇所は**資料３－２**のとおりである。

3.2　県管理重要水防箇所

県管理河川における重要水防箇所の設定基準は、**資料４－１**のとおりであり、県内の設定箇所は**資料４－２**のとおりである。

第４章　予報及び警報

4.1　気象庁が行う予報及び警報

（1）気象台が発表もしくは伝達する注意報及び警報

熊谷地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	概要	気象台	気象庁
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき	●	
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	●	
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき	●	
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき	●	
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	●	
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき		●
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき		●
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき		●
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき		●
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき		●
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお「大津波警報」の名称で発表する）		●

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

（大雨注意報発表基準）令和５年６月８日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
南中部	さいたま市	10	79
	川越市	9	82
	川口市	10	83
	所沢市	8	82
	狭山市	9	86
	上尾市	8	78
	蕨市	10	117
	戸田市	10	117
	朝霞市	10	81
	志木市	10	81
	和光市	8	81
	新座市	9	82
	桶川市	10	76
	北本市	10	76
	富士見市	9	81
	ふじみ野市	10	83
	伊奈町	9	117
	三芳町	10	82
	川島町	9	117
南東部	春日部市	12	84
	草加市	13	117
	越谷市	13	117
	八潮市	13	117
	三郷市	11	117
	蓮田市	7	117
	幸手市	10	117
	吉川市	10	117
	白岡市	9	117
	宮代町	10	117
	杉戸町	12	117
	松伏町	13	87
南西部	飯能市	9	74
	入間市	9	77
	坂戸市	10	100
	鶴ヶ島市	8	117
	日高市	10	80
	毛呂山町	9	94
	越生町	9	80

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北東部	行田市	11	117
	加須市	11	117
	羽生市	8	117
	鴻巣市	10	100
	久喜市	8	117
北西部	熊谷市	9	92
	本庄市	7	97
	東松山市	10	92
	深谷市	10	105
	滑川町	10	92
	嵐山町	10	90
	小川町	9	90
	吉見町	10	92
	鳩山町	12	114
	ときがわ町	10	90
	東秩父村	11	112
	美里町	10	113
	神川町	10	89
	上里町	10	117
	寄居町	9	102
秩父地方	秩父市	10	83
	横瀬町	10	114
	皆野町	10	83
	長瀞町	9	116
	小鹿野町	9	88

【備考】
※基準値における「･･･以上」の「以上」は省略した。

（大雨警報発表基準）令和５年６月８日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
南中部	さいたま市	18	115
	川越市	15	119
	川口市	18	121
	所沢市	15	119
	狭山市	17	125
	上尾市	18	114
	蕨市	18	―
	戸田市	18	―
	朝霞市	15	118
	志木市	15	118
	和光市	18	118
	新座市	18	119
	桶川市	18	111
	北本市	18	111
	富士見市	17	118
	ふじみ野市	18	121
	伊奈町	18	―
	三芳町	18	120
	川島町	18	―
南東部	春日部市	17	122
	草加市	18	―
	越谷市	21	―
	八潮市	18	―
	三郷市	18	―
	蓮田市	15	―
	幸手市	18	―
	吉川市	17	―

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
南東部	白岡市	18	―
	宮代町	18	―
	杉戸町	18	―
	松伏町	17	127
南西部	飯能市	25	114
	入間市	25	119
	坂戸市	25	154
	鶴ヶ島市	25	―
	日高市	25	124
	毛呂山町	25	146
	越生町	25	124
北東部	行田市	25	―
	加須市	25	―
	羽生市	25	―
	鴻巣市	25	140
	久喜市	25	―
北西部	熊谷市	18	128
	本庄市	20	136
	東松山市	21	128
	深谷市	24	146
	滑川町	21	128
	嵐山町	19	126
	小川町	23	126
	吉見町	22	128
	鳩山町	18	159
	ときがわ町	23	126
	東秩父村	23	156
	美里町	18	158

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北西部	神川町	23	124
	上里町	23	―
	寄居町	22	143
秩父地方	秩父市	18	118
	横瀬町	20	161
	皆野町	17	118
	長瀞町	18	164
	小鹿野町	18	124

備考】
※基準値における「･･･以上」の「以上」は省略した。

（洪水注意報発表基準）令和７年３月 25 日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 （表面雨量指数，流域雨量指数）	指定河川洪水予報による基準
南中部	さいたま市	元荒川流域=19.9，伝右川流域=3.1，芝川流域=9.6，笹目川流域=5.5，綾瀬川流域=12.3，鴨川流域=9.2，藤右衛門川流域=8.3，加田屋川流域=5.6，鴻沼川流域=6.6	元荒川流域=（5，11.5），芝川流域=（5，9.6），笹目川流域=（5，5.5），綾瀬川流域=（7，11.1），鴨川流域=（8，7.6），藤右衛門川流域=（5，7.6），加田屋川流域=（5，5.4），鴻沼川流域=（5，5.9）	綾瀬川中流部（一の橋区間）［一の橋］，芝川・新芝川［青木水門］，荒川［治水橋］，新方川［増林］
	川越市	九十川流域=5.3，不老川流域=18，久保川流域=7，新河岸川流域=17.4	九十川流域=（5，5.3），不老川流域=（5，17.6），久保川流域=（5，7），小畔川流域=（5，13.8），新河岸川流域=（5，14.1），荒川流域=（5，65.1）	越辺川・都幾川・高麗川［天神橋］，入間川・小畔川［小ケ谷・菅間・八幡橋］，新河岸川［宮戸橋］，荒川［熊谷・治水橋］
	川口市	毛長川流域=3.9，藤右衛門川流域=8.6，緑川流域=3.7，芝川流域=15.7	毛長川流域=（5，3.8），緑川流域=（5，3.5），芝川流域=（5，15.7），新芝川流域=（5，13）	綾瀬川中流部（一の橋区間）［一の橋］，芝川・新芝川［青木水門］，荒川［岩淵水門（上）］
	所沢市	柳瀬川流域=8.3，東川流域=6.5，砂川堀流域=8.2	柳瀬川流域=（6，8.3），東川流域=（5，6.5），砂川堀流域=（5，8.2）	－
	狭山市	入間川流域=28.2，不老川流域=9.8，久保川流域=5.6	不老川流域=（5，9.8），久保川流域=（5，5.6）	－
	上尾市	綾瀬川流域=9.6，原市沼川流域=5.9，鴨川流域=8.9，江川流域=6.2，芝川流域=6.8	綾瀬川流域=（5，9.6），原市沼川流域=（5，5.9），鴨川流域=（5，8.9），江川流域=（5，6.2），芝川流域=（5，6.3），荒川流域=（7，43.6）	荒川［熊谷・治水橋］

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 （表面雨量指数，流域雨量指数）	指定河川洪水予報による基準
南中部	蕨市	緑川流域=3.7	緑川流域=（5，3.5）	―
	戸田市	菖蒲川流域=7.5，笹目川流域=6.4，緑川流域=5.4	菖蒲川流域=（5，7.5），笹目川流域=（5，6.4），緑川流域=（5，5.4）	荒川［治水橋・岩淵水門（上）］
	朝霞市	越戸川流域=4.2，黒目川流域=12.8	越戸川流域=（5，4.2），黒目川流域=（8，12.4），新河岸川流域=（7，18）	新河岸川［宮戸橋］，荒川［治水橋］
	志木市	柳瀬川流域=24	柳瀬川流域=（7，17.1），新河岸川流域=（8，21.2）	新河岸川［宮戸橋］，荒川［治水橋］
	和光市	白子川流域=8.8，越戸川流域=4.2	新河岸川流域=（6，23.1）	新河岸川［宮戸橋］，荒川［治水橋］
	新座市	黒目川流域=12.9，柳瀬川流域=22.8	黒目川流域=（5，12.5）， 柳瀬川流域=（7，22.8）	―
	桶川市	元荒川流域=14.1，赤堀川流域=7.3，江川流域=7.1，高野戸川流域=5.6	赤堀川流域=（9，5.8），江川流域=（9，4.6），高野戸川流域=（5，5.6）	荒川［熊谷］
	北本市	赤堀川流域=4.6，江川流域=4.9	赤堀川流域=（5，4.2），江川流域=（5，4.9）	荒川［熊谷］
	富士見市	柳瀬川流域=24	柳瀬川流域=（5，21.6），新河岸川流域=（9，15.1）	新河岸川［宮戸橋］，荒川［治水橋］
	ふじみ野市	川越江川流域=6，福岡江川流域=6	川越江川流域=（5，5.4），新河岸川流域=（5，20）福岡江川流域（5，5.7）	新河岸川［宮戸橋］
	伊奈町	綾瀬川流域=6.5，原市沼川流域=4.2	綾瀬川流域=（5，6.5），原市沼川流域（5，4.1）	―
	三芳町	柳瀬川流域=23.9	柳瀬川流域=（5，21.5）	―

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数,流域雨量指数)	指定河川洪水予報による基準
南中部	川島町	安藤川流域=4.4,新江川流域=4.5	安藤川流域=（5，4），新江川流域=（8，4.5），入間川流域=（7，40.3），荒川流域=（7，49.3）	越辺川・都幾川・高麗川［天神橋・野本］,入間川・小畔川［菅間］,荒川［熊谷］
南東部	春日部市	中川流域=17.2，会之堀川流域=6.3，隼人堀川流域=6.5，倉松川流域=9.6	新方川流域=（6，6），大落古利根川流域=（9，10.2），中川流域=（6，17.2），会之堀川流域=（6，5.4），隼人堀川流域=（6，6.5），倉松川流域=（6，9.6）	江戸川［西関宿］，中川中流部［牛島］，新方川［増林］,大落古利根川［杉戸］
	草加市	毛長川流域=7.6,伝右川流域=7.1，古綾瀬川流域=7.4	毛長川流域=（6，7.6），伝右川流域=（6，6.7），古綾瀬川流域=（6，7.4），綾瀬川流域=（6，14.5）	中川［吉川］，綾瀬川（谷古宇区間）［谷古宇］,綾瀬川中流部（一の橋区間）［一の橋］
	越谷市	古綾瀬川流域=5.5	元荒川流域=（10，12.3），綾瀬川流域=（10，9.4），新方川流域=（6，7.4），中川流域=（8，23.6）	中川［吉川］，綾瀬川（谷古宇区間）［谷古宇］,綾瀬川中流部（一の橋区間）［一の橋］,元荒川［三野宮］,新方川［増林］,大落古利根川［杉戸］
	八潮市	―	中川流域=（10，15.6），綾瀬川流域=（6，14.8）	中川［吉川］，綾瀬川（谷古宇区間）［谷古宇］
	三郷市	大場川流域=9.1	大場川流域=（5，6.8），中川流域=（10，24.3）	中川［吉川］，江戸川［野田］
	蓮田市	綾瀬川流域=9.3,元荒川流域=19.6	綾瀬川流域=（5，9.3），元荒川流域=（8，12）	―
	幸手市	倉松川流域=8.7，中川流域=14.5	倉松川流域=（5，5.2）	江戸川［西関宿］

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数,流域雨量指数)	指定河川洪水予報による基準
南東部	吉川市	大場川流域=5.2	大場川流域=（8，4），中川流域=（8，18.5），江戸川流域=（8，10.8）	中川［吉川］，江戸川［野田］，中川中流部[牛島]，新方川［増林］
	白岡市	元荒川流域=19.5，隼人堀川流域=4.8	元荒川流域=（7，19.5）	－
	宮代町	姫宮落川流域=4.9	姫宮落川流域=（5，4.9）	大落古利根川［杉戸］
	杉戸町	中川流域=15，倉松川流域=9.3	大落古利根川流域=（10，12.7），倉松川流域=（6，9.3）	江戸川[西関宿]，大落古利根川［杉戸］
	松伏町	-	大落古利根川流域=（10，14.2）	中川［吉川］，江戸川［野田］，中川中流部[牛島]，大落古利根川［杉戸］
南西部	飯能市	入間川流域=19.7，高麗川流域=13	入間川流域=（5，19.7）	－
	入間市	入間川流域=23.8，不老川流域=8.8，霞川流域=11.7	入間川流域=（7，23.8），不老川流域=（5，8.8），霞川流域=（5，11.7）	－
	坂戸市	大谷川流域=10.3，飯盛川流域=7.7，葛川流域=5.8	大谷川流域=（5，10.3），飯盛川流域=（5，7.7），葛川流域=（5，5.8），越辺川流域=（5，34.5），高麗川流域=（8，12.6）	越辺川・都幾川・高麗川［入西・高坂橋・天神橋・坂戸］
	鶴ヶ島市	大谷川流域=6.8	大谷川流域=（5,6.8）	－
	日高市	小畔川流域=5.4,高麗川流域=16.2	小畔川流域=（5，5.4），高麗川流域=（8，13）	－
	毛呂山町	葛川流域=4.4，越辺川流域=16.7	越辺川流域=（5，16.7）	越辺川・都幾川・高麗川［入西］
	越生町	越辺川流域=12.4	越辺川流域=（5，12.4）	－

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数, 流域雨量指数)	指定河川洪水予報による基準
北東部	行田市	星川流域=8.6, 忍川流域=9.5	星川流域=（9，8.4），忍川流域=（5，8.9）	利根川上流部［八斗島］，荒川［熊谷］
	加須市	備前堀川流域=5.5, 中川流域=10.4	備前堀川流域=（5，5.5），中川流域=（9，10.4）	利根川上流部［栗橋］，渡良瀬川下流部［古河］
	羽生市	会の川流域=4, 中川流域=5.5	中川流域=（5，4.9）	利根川上流部［八斗島・栗橋］
	鴻巣市	元荒川流域=7.6, 野通川流域=7.9	元荒川流域=（7，7.6）	荒川［熊谷］
	久喜市	元荒川流域=15.5，青毛堀川流域=8.7, 星川流域=11.1, 備前前堀川流域=3.1, 中川流域=13.8，稲荷木落流域=5.1	元荒川流域=（7，15.5），青毛堀川流域=（5，8.7），星川流域=（6，8），備前前堀川流域=（5，2.9），中川流域=（6，13.8），稲荷木落流域=（7，5.1）	利根川上流部［栗橋］
北西部	熊谷市	福川流域=12.7，元荒川流域=5.2，忍川流域=5.6，和田吉野川流域=7.3，和田川流域=6.9，新星川流域=4.2	福川流域=（5，11），小山川流域=（7，20.8），元荒川流域=（5，5.1），忍川流域=（5，5.6），和田吉野川流域=（5，7.2），和田川流域=（5，6.9），新星川流域=（5，4.2）	利根川水系石田川［下田島・牛沢］，利根川上流部［八斗島］，荒川［熊谷］
	本庄市	元小山川流域=3.8, 女堀川流域=8.5	御陣場川・元小山川流域=（5，3.7），女堀川流域=（5，8.5）	利根川上流部［八斗島］
	東松山市	市野川流域=18.6，和田吉野川流域=10.7，九十九川流域=5.2，滑川流域=11.7，角川流域=5.7，和田川流域=6.9	市野川流域=（5，18.6），和田吉野川流域=（9，7.5），九十九川流域=（8，4.2），滑川流域=（5，10.2），和田川流域=（5，6.9），都幾川流域=（8，18.6）	越辺川・都幾川・高麗川［入西・高坂橋・野本］

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数, 流域雨量指数)	指定河川洪水予報による基準
北西部	深谷市	福川流域=6.7，小山川流域=24.5，清水川流域=3.6，藤治川流域=7.2，唐沢川流域=8，志戸川流域=11.7，吉野川流域=3.8，備前渠川流域=9.6	福川流域=（5，6.7），小山川流域=（5，24.5），清水川流域=（5，3.5），藤治川流域=（5，7.2）	利根川上流部［八斗島］，荒川［熊谷］
	滑川町	滑川流域=8.8	滑川流域=（5，6.1）	－
	嵐山町	市野川流域=11，都幾川流域=24.4	市野川流域=（5，11），都幾川流域=（5，24.4）	－
	小川町	槻川流域=17.6	槻川流域=（5，17.6）	－
	吉見町	市野川流域=19.2	－	荒川［熊谷］
	鳩山町	-	越辺川流域=（6，18.9）	越辺川・都幾川・高麗川［入西］
	ときがわ町	都幾川流域=14.4	都幾川流域=（5,14.4）	－
	東秩父村	槻川流域=9.8	槻川流域=（5，9.8）	－
	美里町	小山川流域=13.1，志戸川流域=8.3	－	－
	神川町	-	－	神流川［若泉］
	上里町	御陣場川流域=8.2	御陣場川流域=（5，8.2）	烏川流域［岩鼻］，神流川［若泉］，利根川上流部［八斗島］
	寄居町	荒川流域=56.7，新吉野川流域=5.8	新吉野川流域=（5，5.8）	荒川［熊谷］
秩父地方	秩父市	荒川流域=40，赤平川流域=25.8，横瀬川流域=17.4	荒川流域=（8，40），横瀬川流域=（8，17.4）	－
	横瀬町	横瀬川流域=14.4	横瀬川流域=（5，14）	－
	皆野町	荒川流域=53.9	荒川流域=（5,53.9）	－

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数, 流域雨量指数)	指定河川洪水予報による基準
秩父地方	長瀞町	荒川流域=54.3	－	－
	小鹿野町	赤平川流域=22	－	－
【備考】 ※基準値における「･･･以上」の「以上」は省略した。 ※欄中、「○○川＝○」は、「○○川の雨量指数○以上」を意味する。 ※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。 ※（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。				

(洪水警報発表基準) 令和７年３月 25 日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数, 流域雨量指数)	指定河川洪水予報による基準
南中部	さいたま市	元荒川流域=24.9，伝右川流域=3.9，芝川流域=12.1，笹目川流域=6.9，綾瀬川流域=15.4，鴨川流域=11.5，藤右衛門川流域=10.4，加田屋川流域=7.1，鴻沼川流域=9.5	元荒川流域=（14，12.8），芝川流域=（18，11.3），笹目川流域=（8，6.3），綾瀬川流域=（8，12.3），鴨川流域=（8，11.3），藤右衛門川流域=（8，8.4），鴻沼川流域=（16，6.6）	入間川・小畔川［菅間］，綾瀬川中流部（一の橋区間）［一の橋］，芝川・新芝川［青木水門］，新河岸川［宮戸橋］，荒川［熊谷・治水橋・岩淵水門（上）］，元荒川［三野宮］，新方川［増林］
	川越市	九十川流域=6.7，不老川流域=22.6，久保川流域=8.8，新河岸川流域=21.8	九十川流域=（7，6.4），久保川流域=（7，7.9），新河岸川流域=（13，15.7），荒川流域=（7，80）	越辺川・都幾川・高麗川［入西、高坂橋、天神橋］，入間川・小畔川［小ケ谷・菅間・八幡橋］新河岸川［宮戸橋］，荒川［熊谷・治水橋］
	川口市	毛長川流域=4.9，藤右衛門川流域=10.8，緑川流域=4.5，芝川流域=19.7	毛長川流域=（8，4.2），緑川流域=（8，4），芝川流域=（18，18），新芝川流域=（16，14.4）	綾瀬川中流部（一の橋区間）［一の橋］，芝川・新芝川［青木水門］，荒川［治水橋・岩淵水門（上）］

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数, 流域雨量指数)	指定河川洪水予報による基準
南中部	所沢市	柳瀬川流域=14.3，東川流域=8.2，　砂川堀流域=10.3	柳瀬川流域=（6，14.3），東川流域=（12，7.3）	－
	狭山市	入間川流域=35.3，不老川流域=12.3，　久保川流域=7	不老川流域=（7，11），久保川流域=（7，6.3）	－
	上尾市	綾瀬川流域=12.1，原市沼川流域=7.4，　鴨川流域=11.2，江川流域=7.8，芝川流域=8.5	江川流域=（6，7.8），荒川流域=（6，64.6）	荒川［熊谷・治水橋］
	蕨市	緑川流域=4.5	緑川流域=（8，4）	芝川・新芝川［青木水門］，荒川［治水橋・岩淵水門（上）］
	戸田市	菖蒲川流域=9.4，笹目川流域=8.1，　緑川流域=6.8	菖蒲川流域=（8，8.4），笹目川流域=（8，7.2）	芝川・新芝川［青木水門］，荒川［治水橋・岩淵水門（上）］
	朝霞市	越戸川流域=5.3，黒目川流域=16.1	新河岸川流域=（12，20）	新河岸川［宮戸橋］，荒川［治水橋・岩淵水門（上）］
	志木市	柳瀬川流域=30.1	柳瀬川流域=（12，19），新河岸川流域=（14，23.5）	新河岸川［宮戸橋］，荒川［治水橋・岩淵水門（上）］
	和光市	白子川流域=11，越戸川流域=5.2	新河岸川流域=（16，32.5）	新河岸川［宮戸橋］，荒川［治水橋・岩淵水門（上）］
	新座市	黒目川流域=16.2，柳瀬川流域=28.5	柳瀬川流域=（7，27.6）	荒川［治水橋］
	桶川市	元荒川流域=17.7，赤堀川流域=9.2，　江川流域=8.9，高野戸川流域=7	－	荒川［熊谷］
	北本市	赤堀川流域=5.7，江川流域=6.3	－	荒川［熊谷］

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数,流域雨量指数)	指定河川洪水予報による基準
南中部	富士見市	柳瀬川流域=30.1	新河岸川流域=（11，19.7）	入間川・小畔川［菅間］，新河岸川［宮戸橋］，荒川［治水橋］
	ふじみ野市	川越江川流域=7.6，福岡江川流域=7.5	川越江川流域=（18，6），新河岸川流域=（18，22.2），福岡江川流域=（8,6.3）	入間川・小畔川［菅間］，新河岸川［宮戸橋］，荒川［治水橋］
	伊奈町	綾瀬川流域=8.2，原市沼川流域=5.2	－	－
	三芳町	柳瀬川流域=29.9	－	荒川［治水橋］
	川島町	安藤川流域=5.5，新江川流域=5.7	安藤川流域=（7，4.4） 新江川流域=（8,5.7）	越辺川・都幾川・高麗川［入西、高坂橋、天神橋、野本］，入間川・小畔川［小ケ谷・菅間］，荒川［熊谷］
南東部	春日部市	中川流域=21.5，会之堀川流域=7.9，隼人堀川流域=8.2，倉松川流域=12	大落古利根川流域=（9，11.3），会之堀川流域=（14，6），隼人堀川流域=（9，7.4）	利根川上流部［栗橋］，江戸川［西関宿・野田］，中川中流部［牛島］，元荒川［三野宮］，新方川［増林］，大落古利根川［杉戸］
	草加市	毛長川流域=9.5，伝右川流域=8.9，　古綾瀬川流域=9.3	古綾瀬川流域=（10，8.3）	中川［吉川］，綾瀬川（谷古宇区間）［谷古宇］，綾瀬川中流部（一の橋区間）［一の橋］，芝川・新芝川［青木水門］，元荒川［三野宮］

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数, 流域雨量指数)	指定河川洪水予報による基準
南東部	越谷市	古綾瀬川流域=6.9	元荒川流域=（18，13.7），綾瀬川流域=（18，10.5），新方川流域=（14，8.3）	中川［吉川］，綾瀬川（谷古宇区間）［谷古宇］，綾瀬川中流部（一の橋区間）［一の橋］，中川中流部［牛島］，元荒川［三野宮］，新方川［増林］，大落古利根川［杉戸］
	八潮市	―	中川流域=（12，17.5） 綾瀬川流域=（10，16.4）	中川［吉川］，綾瀬川（谷古宇区間）［谷古宇］，江戸川［野田］，荒川［岩淵水門（上）］
	三郷市	大場川流域=11.4	大場川流域=（16，7.5）	中川［吉川］，江戸川［野田］
	蓮田市	綾瀬川流域=11.7，元荒川流域=24.5	元荒川流域=（14，13.3）	―
	幸手市	倉松川流域=10.9，中川流域=18.2	倉松川流域=（16，8.2）	利根川上流部［八斗島・栗橋］，江戸川［西関宿］
	吉川市	大場川流域=6.5	大場川流域=（8，6.3）， 中川流域=（14，20.6）	中川［吉川］，江戸川［野田］，中川中流部［牛島］，元荒川［三野宮］，新方川［増林］，大落古利根川［杉戸］
	白岡市	元荒川流域=24.4，隼人堀川流域=6.1	―	―
	宮代町	姫宮落川流域=6.3	―	利根川上流部［栗橋］，大落古利根川［杉戸］

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数, 流域雨量指数)	指定河川洪水予報による基準
南東部	杉戸町	中川流域=18.8，倉松川流域=11.7	－	利根川上流部［栗橋］，江戸川［西関宿］，大落古利根川［杉戸］
	松伏町	－	大落古利根川流域=（10，15.8）	中川［吉川］，江戸川［西関宿・野田］，中川中流部［牛島］，新方川［増林］，大落古利根川［杉戸］
南西部	飯能市	入間川流域=24.7，高麗川流域=16.3	－	－
	入間市	入間川流域=29.8，不老川流域=11.1，　霞川流域=14.7	入間川流域=（7，26.8）， 不老川流域=（7，9.9）， 霞川流域=（7，13.2）	－
	坂戸市	大谷川流域=12.9，飯盛川流域=9.7，　葛川流域=8.8	飯盛川流域=（8，8.7）， 葛川流域=（14，6.5）， 越辺川流域=（18，38.3）， 高麗川流域=（12，17.8）	越辺川・都幾川・高麗川［入西・高坂橋・天神橋・野本・ 坂戸］，入間川・小畔川［小ケ谷・菅間・八幡橋］荒川［熊谷］
	鶴ヶ島市	大谷川流域=8.5	－	越辺川・都幾川・高麗川［坂戸］
	日高市	小畔川流域=6.8，高麗川流域=20.3	－	－
	毛呂山町	葛川流域=5.5，越辺川流域=20.9	越辺川流域=（7，18.8）	越辺川・都幾川・高麗川［入西・高坂橋・天神橋・坂戸］
	越生町	越辺川流域=15.5	越辺川流域=（7，14.4）	－

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数, 流域雨量指数)	指定河川洪水予報による基準
北東部	行田市	星川流域=10.8，忍川流域=11.9	－	利根川上流部［八斗島・栗橋］，荒川［熊谷］
	加須市	備前堀川流域=6.9，中川流域=13.1	－	利根川上流部［八斗島・栗橋］，渡良瀬川下流部［古河］，荒川［熊谷］
	羽生市	会の川流域=5，中川流域=6.9	中川流域=（6，5.9）	利根川上流部［八斗島・栗橋］
	鴻巣市	元荒川流域=9.5，野通川流域=9.9	－	利根川上流部［八斗島・栗橋］，荒川［熊谷］
	久喜市	元荒川流域=19.4，青毛堀川流域=10.9，星川流域=13.8，備前前堀川流域=3.9，中川流域=17.3，稲荷木落流域=6.4	星川流域=（10，9.4）	利根川上流部［八斗島・栗橋］，江戸川［西関宿］
北西部	熊谷市	福川流域=15.9，元荒川流域=6.6，忍川流域=7.1，和田吉野川流域=9.2，和田川流域=9.5，新星川流域=6.2	福川流域=（11，12.3）， 和田吉野川流域=（11，8.2）	利根川水系石田川［下田島・牛沢］，利根川上流部［八斗島］，荒川［熊谷］
	本庄市	元小山川流域=4.7，女堀川流域=10.7	元小山川流域=（15，4.2），女堀川流域=（5，9.9）	烏川流域［岩鼻］，神流川［若泉］，利根川上流部［八斗島］
	東松山市	市野川流域=23.3，和田吉野川流域=13.4，九十九川流域=6.5，滑川流域=14.7，角川流域=7.2，和田川流域=9.5	市野川流域=（8，23）， 九十九川流域=（8，5.8）， 滑川流域=（16，11.3）， 都幾川流域=（8，26.8）	入間川流域［入西・野本］，荒川［熊谷］

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数,流域雨量指数)	指定河川洪水予報による基準
北西部	深谷市	福川流域=8.9，小山川流域=30.7，清水川流域=4.7，藤治川流域=9.3，唐沢川流域=10.1，志戸川流域=14.7，吉野川流域=4.7，備前渠川流域=12	－	烏川流域［岩鼻］，利根川上流部［八斗島］，荒川［熊谷］
	滑川町	滑川流域=11	－	－
	嵐山町	市野川流域=13.8，都幾川流域=30.6	市野川流域=（8，12.4）	－
	小川町	槻川流域=22	槻川流域=（7，19.8）	－
	吉見町	市野川流域=24.1	－	越辺川・都幾川・高麗川［入西・高坂橋・天神橋・野本］ 荒川［熊谷］
	鳩山町	－	越辺川流域=（9，22.4）	越辺川・都幾川・高麗川［入西・高坂橋・天神橋］
	ときがわ町	都幾川流域=18	都幾川流域=（8，16.2）	－
	東秩父村	槻川流域=12.3	－	－
	美里町	小山川流域=16.4，志戸川流域=10.4	－	－
	神川町	－	－	神流川［若泉］
	上里町	御陣場川流域=10.3	－	烏川流域［岩鼻］，神流川［若泉］，利根川上流部［八斗島］
	寄居町	荒川流域=70.9，新吉野川流域=7.3	－	荒川［熊谷］
秩父地方	秩父市	荒川流域=50.1，赤平川流域=32.3，横瀬川流域=21.8	横瀬川流域=（5，19.6）	－

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数, 流域雨量指数)	指定河川洪水予報による基準
秩父地方	横瀬町	横瀬川流域=18	横瀬川流域=（6，17.4）	－
	皆野町	荒川流域=67.4	荒川流域=（8，66）	－
	長瀞町	荒川流域=67.9	－	－
	小鹿野町	赤平川流域=27.5	－	－

【備考】
※基準値における「･･･以上」の「以上」は省略した。
※欄中、「○○川＝○」は、「○○川の雨量指数○以上」を意味する。
※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“－”で示している。
※（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

（高潮注意報発表基準）令和４年５月 26 日現在

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準
（東京都） 東京地方	２３区西部	北区	2.0m

【備考】
※基準値における「･･･以上」の「以上」は省略した。
※潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。

（高潮警報発表基準）令和４年５月 26 日現在

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準
（東京都） 東京地方	２３区西部	北区	4.0m

【備考】
※基準値における「･･･以上」の「以上」は省略した。
※潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。

（大雨・高潮特別警報発表基準）

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

（大雨特別警報の発表基準値の格子別一覧）

以下の気象庁 HP に掲載

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html

（２）大津波警報、津波警報、津波注意報

ア）大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 （予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3ｍを超える場合	10ｍ超 （10ｍ＜予想される津波の最大波の高さ）	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10ｍ （5ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦10ｍ）		
		5ｍ （3ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦5ｍ）		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1ｍを超え、3ｍ以下の場合	3ｍ （1ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦3ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2ｍ以上、1ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1ｍ （0.2ｍ≦予想される津波の最大波の高さ≦1ｍ）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

（津波注意報発表基準）

津波予報区	区域	発表基準
東京湾内湾	東京湾内湾	東京湾内湾で予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上１メートル以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合
【備考】		

（津波警報発表基準）

津波予報区	区域	発表基準
東京湾内湾	東京湾内湾	（大津波）東京湾内湾で予想される津波の高さが高いところで３メートルを超える場合 （津　波）東京湾内湾で予想される津波の高さが高いところで１メートルを超え３メートル以下である場合
【備考】		

イ）津波警報等の留意事項等

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

（３）津波情報

ア）津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 (注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 (注2) や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 (注3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 (注4)

（注１）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、ＸＭＬ電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

（注２）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（注３）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	１ｍ超	数値で発表
	１ｍ以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（注４）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の

基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値(注)）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（注）沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ）津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達して

いるおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

（４）津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

（５）警報等の伝達経路及び手段（気象・洪水に関する注意報・警報）

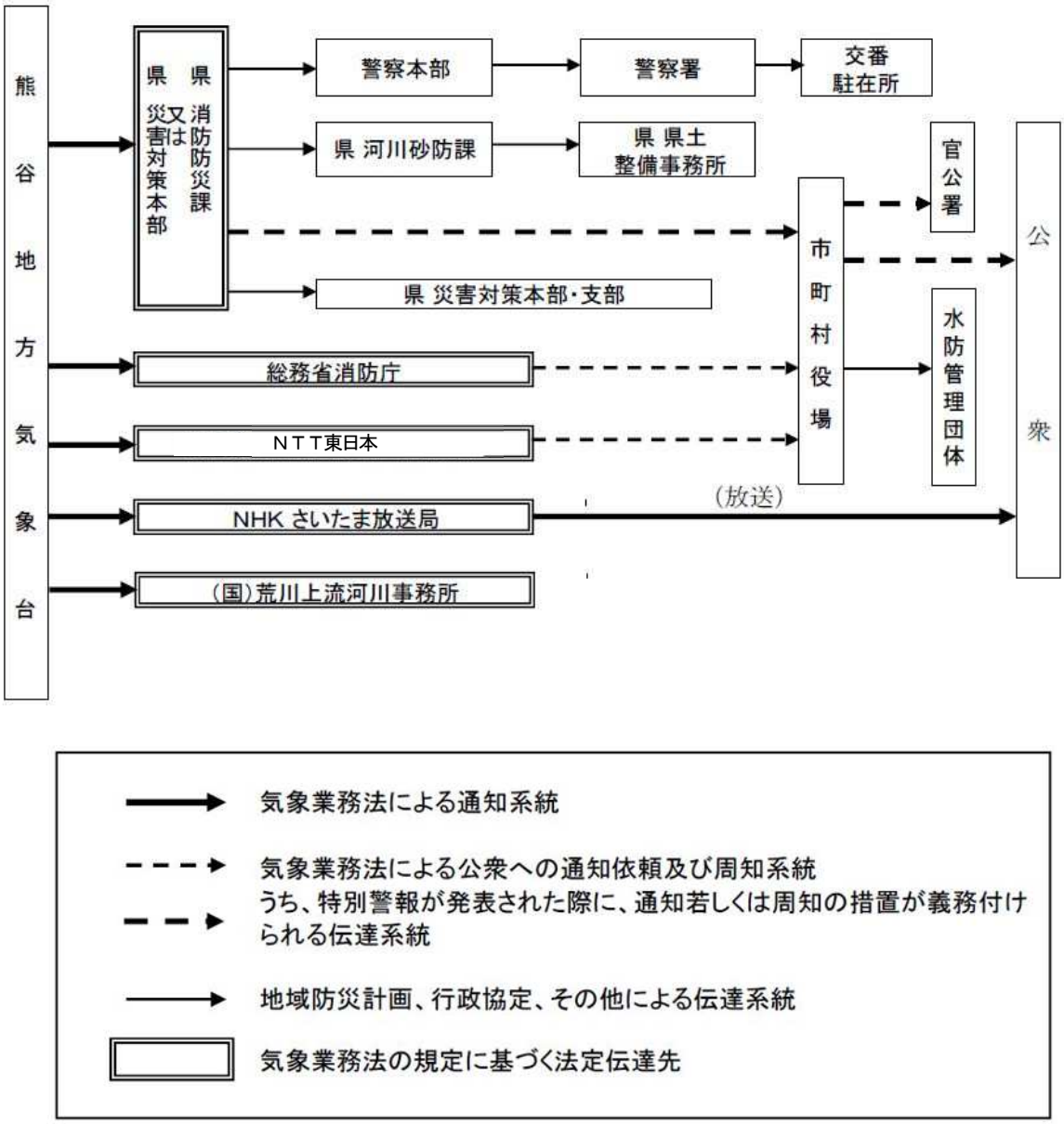

4.2　洪水予報河川における洪水予報

（１）種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、避難のための立退きの指示の判断に資するため、知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、関係市町村の長に通知するものとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種　類	発表基準
氾濫注意情報 （洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき
氾濫警戒情報 （洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
氾濫危険情報 （洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国発表の洪水警報）
氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき

（2）国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

★利根川水系

予報区域名	河川名	区　域
利根川上流部	利根川	左岸　群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先から 茨城県猿島郡境町字北野 1920 番地先まで 右岸　群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先から 江戸川分派点まで
	小山川	左岸　埼玉県深谷市高島字前久保 50 番 3 地先 新明橋下流端から　　利根川への合流点まで 右岸　埼玉県深谷市石塚字住殿 621 番 2 地先 新明橋下流端から　　利根川への合流点まで
渡良瀬川下流部	渡良瀬川	左岸　栃木県足利市若草町 12 番 1 地先から 利根川への合流点まで 右岸　栃木県足利市福富町 1819 番 3 地先から 利根川への合流点まで
江戸川	江戸川	左岸　利根川からの分派点から　海（旧川を除く）まで 右岸　利根川からの分派点から　海（旧川を除く）まで
中川	中川	左岸　埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下 1647 の 1 地先から 東京都葛飾区高砂 2 丁目 55 の 3 地先まで 右岸　埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937 の 1 地先から 東京都葛飾区青戸 2 丁目 623 の 1 地先まで
綾瀬川(谷古宇区間)	綾瀬川	左岸　埼玉県越谷市大字蒲生字西浦 3793 の 3 地先から 東京都足立区神明 1 丁目 30 の 1 地先まで 右岸　埼玉県草加市金明町字中取出し 1362 の 7 地先から 東京都足立区南花畑 3 丁目 23 の 1 地先まで
烏川流域	烏川	左岸　群馬県高崎市並榎町 637 番 1 地先から 利根川への合流点まで 右岸　群馬県高崎市下豊岡町字下北久保 860 番 2 地先から 利根川への合流点まで
神流川	神流川	左岸　群馬県藤岡市浄法寺字平 954 番 1 地先から 烏川への合流点まで 右岸　埼玉県児玉郡神川町大字新宿字渕ノ上 133 番から 烏川への合流点まで

★荒川水系

予報区域名	河川名	区　域
荒川	荒川	左岸　埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から 海（旧川を除く）まで 右岸　埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から 海（旧川を除く）まで
入間川・小畔川	入間川	左岸　埼玉県川越市大字的場字飛樋下1563番の1地先から 荒川への合流点まで 右岸　埼玉県川越市大字池辺字権現脇臺1057番の2地先から 荒川への合流点まで
	小畔川	左岸　埼玉県川越市大字吉田字下河原添608番の2地先から 東武鉄道東上線鉄道橋上流端から越辺川への合流点まで 右岸　埼玉県川越市大字吉田字下河原添608番の2地先から 東武鉄道東上線鉄道橋上流端から越辺川への合流点まで
越辺川・都幾川・高麗川	越辺川	左岸　埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字天神下57番の2地先から 入間川への合流点まで 右岸　埼玉県入間郡毛呂山町大字苦林字清水346番地先から 入間川への合流点まで
	都幾川	左岸　埼玉県東松山市大字石橋字川原山2番の1地先から 越辺川への合流点まで 右岸　埼玉県東松山市大字下唐子字榎町83番の3地先から 越辺川への合流点まで
	高麗川	左岸　埼玉県坂戸市大字森戸字市前1163番地先から 越辺川への合流点まで 右岸　埼玉県坂戸市大字森戸字赤城847番地先から 越辺川への合流点まで

②洪水予報の対象となる基準観測所

★利根川水系

予報区域名	河川名	観測所名	地先名	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
利根川 上流部	利根川	八斗島	群馬県伊勢崎市 八斗島町	1.90	3.10	4.10
		栗橋	埼玉県久喜市 栗橋	5.00	7.60	9.20
	小山川	八斗島	群馬県伊勢崎市 八斗島町	1.90	3.10	4.10
渡良瀬川 上流部	渡良瀬川	高津戸	群馬県みどり市 大間々町	3.30	4.40	5.00
渡良瀬川 下流部	渡良瀬川	足利	栃木県足利市通り	3.30	4.90	5.40
		古河	茨城県古河市 桜町	4.70	8.90	9.70
江戸川	江戸川	西関宿	埼玉県幸手市 西関宿	6.10	8.10	8.90
		野田	千葉県野田市 中野台	6.30	8.50	9.10
中川	中川	吉川	埼玉県 吉川市平沼	3.60	3.70	4.10
綾瀬川 (谷古宇区間)	綾瀬川	谷古宇	埼玉県草加市 松江町	3.00	3.10	3.50
烏川流域	烏川	岩鼻	群馬県高崎市 岩鼻町	3.30	4.10	4.60
神流川	神流川	若泉	埼玉県児玉郡 神川町	3.00	6.70	7.00

★荒川水系

予報区域名	河川名	観測所名	地先名	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
荒川	荒川	熊谷	埼玉県熊谷市 榎町	3.50	5.00	5.50
		治水橋	埼玉県さいたま市西区 飯田新田	7.50	12.80	13.30
		岩淵水門(上)	東京都北区 志茂５丁目	4.10	6.50	7.70
入間川・越辺川	入間川	菅間	埼玉県川越市 鹿飼	8.00	11.5	12.00
		小ケ谷	埼玉県川越市 小ケ谷	2.50	3.10	3.50
	小畔川	八幡橋	埼玉県川越市 名細	3.50	3.60	4.20
越辺川・都幾川・高麗川	越辺川	入西	埼玉県坂戸市 沢木	3.00	3.00	3.20
		高坂橋	埼玉県坂戸市片柳	3.50	4.10	4.60
		天神橋	埼玉県坂戸市大字赤尾	2.10	2.50	2.90
	都幾川	野本	埼玉県東松山市 下押垂	3.50	4.50	5.00
	高麗川	坂戸	埼玉県坂戸市 上吉田	1.50	2.80	3.40

③洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
利根川上流部	国土交通省関東地方整備局、気象庁大気海洋部
渡良瀬川下流部	
江戸川	
渡良瀬川上流部	渡良瀬川河川事務所、前橋地方気象台、宇都宮地方気象台
中川	江戸川河川事務所、熊谷地方気象台、気象庁大気海洋部
綾瀬川(谷古宇区間)	江戸川河川事務所、熊谷地方気象台、気象庁大気海洋部
烏川流域	高崎河川国道事務所、前橋地方気象台、熊谷地方気象台
神流川	高崎河川国道事務所、前橋地方気象台、熊谷地方気象台
荒川	国土交通省関東地方整備局、気象庁大気海洋部
入間川・小畔川	荒川上流河川事務所、熊谷地方気象台
越辺川・都幾川・高麗川	荒川上流河川事務所、熊谷地方気象台

④洪水予報の発表形式

発表形式は、**様式１**のとおり。

⑤洪水浸水想定区域

予報区域名	浸水想定区域
利根川上流部	桶川市、春日部市、加須市、上里町、行田市、久喜市、熊谷市、鴻巣市、越谷市、さいたま市、幸手市、白岡市、杉戸町、草加市、蓮田市、羽生市、深谷市、本庄市、松伏町、三郷市、宮代町、八潮市、吉川市、川口市、上尾市、北本市、伊奈町
渡良瀬川上流部	加須市
渡良瀬川下流部	加須市
江戸川	さいたま市、春日部市、越谷市、幸手市、杉戸町、草加市、松伏町、三郷市、八潮市、吉川市、久喜市
中川	松伏町、吉川市、越谷市、草加市、三郷市、八潮市
綾瀬川(谷古宇区間)	越谷市、草加市、八潮市
烏川流域	上里町、本庄市、深谷市
神流川	上里町、神川町、本庄市、深谷市
荒川	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、蓮田市、幸手市、吉川市、伊奈町、川島町、吉見町、宮代町、白岡市、杉戸町、松伏町、三芳町、寄居町、深谷市、三郷市、坂戸市
入間川・小畔川	さいたま市、川越市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、坂戸市、ふじみ野市、川島町
越辺川・都幾川・高麗川	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、川島町、吉見町、鳩山町

⑥洪水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、**資料５－１**のとおり。

（3）県と気象庁が共同で行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

★利根川水系

予報区域名	河川名	区　域	延長(m)
綾瀬川中流部(一の橋区間)	綾瀬川	左岸　さいたま市緑区大字大門字野原 4910 番の 2 地先畷橋下流端から 越谷市大字蒲生字山王 3794 番地先直轄管理区間境まで 右岸　川口市東川口 5 丁目 31 番 14 号地先畷橋下流端から 草加市金明町 1361 番地 3 地先直轄管理区間境まで	6,400
中川中流部	中川	右岸 春日部市牛島 1323-1 地先（倉松川合流点）から 北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通 1876-1 地先まで 左岸 春日部市下柳 1167 地先から 北葛飾郡松伏町下赤岩内膳堀内上 1672-1 地先まで	10,300
元荒川	元荒川	右岸 越谷市大字三野宮字中川原 60-3 地先から 越谷市東町二丁目地先（中川合流点）まで 左岸 越谷市大字野島字川端 73-1 地先から 越谷市中島地先（中川合流点）まで	12,450
新方川	新方川	右岸 さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 515 番地先から 越谷市中島地先（中川合流点）まで 左岸 春日部市大字増田新田字南 313 番地先から 吉川市川野地先（中川合流点）まで	10,900
大落古利根川	大落 古利根川	右岸 南埼玉郡宮代町和戸三丁目 14 地先から 越谷市増森地先（中川合流点）まで 左岸 北葛飾郡杉戸町大字下高野 233 番地先から 北葛飾郡松伏町下赤岩地先（中川合流点）まで	24,800

★荒川水系

予報区域名	河川名	区　域	延長(m)
新河岸川	新河岸川	左岸　川越市大字大仙波 1259-1 地先から 和光市下新倉 4197 地先まで 右岸　川越市大字扇河岸 243-2 地先から 和光市下新倉 6 丁目 4198-1 地先まで	18,880
芝川・新芝川	芝川	左岸　さいたま市緑区大字大間木字八町 2338 番地の 1 地先八丁橋下流から 川口市上青木 2 丁目地内　新芝川分派点まで 東京都足立区鹿浜 2 丁目地内　新芝川合流点から 川口市領家 5 丁目地内　荒川合流点まで 右岸　さいたま市緑区大字大間木字八町 1884 番地の 1 地先八丁橋下流から 川口市大字辻地内　新芝川分派点まで 川口市領家五丁目地内　新芝川合流点から 川口市領家五丁目地内　荒川合流点まで	5,310
	新芝川	左岸　川口市上青木 2 丁目地内　芝川分派点から 東京都足立区鹿浜 2 丁目地内　芝川合流点まで 右岸　川口市大字辻地内　芝川分派点から 川口市領家 5 丁目地内　芝川合流点まで	6,400
入間川中流部	入間川	左岸　狭山市広瀬一丁目 18 地先（広瀬橋上流端）から 川越市的場 1127 地先（入間川橋上流端）まで 右岸　狭山市鵜ノ木（広瀬橋上流端）から 川越市池辺 1969 地先（入間川橋上流端）まで	7,995

②洪水予報の対象となる基準観測所

★利根川水系

予報区域名	河川名	観測所名	地先名	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
綾瀬川中流部 (一の橋区間)	綾瀬川	一の橋	草加市 長栄町	A.P.4.05	A.P.4.12	A.P.4.60
中川中流部	中川	牛島	春日部市 藤塚	A.P.5.85	A.P.6.15	A.P.6.25
元荒川	元荒川	三野宮	越谷市 三野宮	AP+6.55	AP+6.70	AP+6.80
新方川	新方川	増林	越谷市 花田	AP+3.90	AP+3.90	AP+4.02
大落古利根川	大落古利根川	杉戸	北葛飾郡 杉戸町杉戸	AP+7.70	AP+7.80	AP+7.91

★荒川水系

予報区域名	河川名	観測所名	地先名	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
新河岸川	新河岸川	宮戸橋	朝霞市 宮戸	A.P.6.00	A.P.7.12	A.P.7.48
芝川・新芝川	芝川 新芝川	青木水門	川口市 辻	A.P.3.75	A.P.3.88	A.P.4.63
入間川中流部	入間川	新富士見橋	狭山市 上広瀬	AP+49.10	AP+49.23	AP+49.69

③洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
綾瀬川中流部 (一の橋区間)	埼玉県県土整備部河川砂防課、熊谷地方気象台
中川中流部	埼玉県県土整備部河川砂防課、熊谷地方気象台
元荒川	埼玉県県土整備部河川砂防課、熊谷地方気象台
新方川	埼玉県県土整備部河川砂防課、熊谷地方気象台
大落古利根川	埼玉県県土整備部河川砂防課、熊谷地方気象台
新河岸川	埼玉県県土整備部河川砂防課、熊谷地方気象台
芝川・新芝川	埼玉県県土整備部河川砂防課、東京都建設局河川部防災課、 熊谷地方気象台、気象庁大気海洋部
入間川中流部	埼玉県県土整備部河川砂防課、熊谷地方気象台

④洪水予報の発表形式

発表形式は、**様式１**のとおり。

⑤洪水浸水想定区域

予報区域名	浸水想定区域
綾瀬川中流部 (一の橋区間)	さいたま市、川口市、草加市、越谷市
中川中流部	春日部市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町
元荒川	さいたま市、春日部市、草加市、越谷市、八潮市、吉川市、松伏町
新方川	さいたま市、春日部市、越谷市、吉川市、松伏町
大落古利根川	春日部市、越谷市、吉川市、松伏町、宮代町、杉戸町
新河岸川	さいたま市、川越市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、ふじみ野市
芝川・新芝川	さいたま市、川口市、草加市、蕨市、戸田市、八潮市

⑥洪水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、**資料５－２**のとおり。

（4）群馬県と気象庁が共同で行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

★利根川水系

予報区域名	河川名	区　域
石田川	石田川	左岸　群馬県太田市新田下江田町 431 番地 3 地先から利根川合流点まで 右岸　群馬県太田市出塚町 605 番地 1 地先から利根川合流点まで

②洪水予報の対象となる基準観測所

★利根川水系

予報区域名	河川名	観測所名	地先名	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
石田川	石田川	下田島	群馬県 太田市 下田島	2.00	2.70	3.12
		牛沢	群馬県 太田市 牛沢町	3.00	3.10	3.81

③洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
石田川（いしだがわ）	群馬県河川課、前橋地方気象台

④洪水予報の発表形式

発表形式は、**様式１**のとおり。

⑤洪水浸水想定区域

予報区域名	浸水想定区域
石田川（いしだがわ）	熊谷市

⑥水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、**資料５－３**のとおり。

4.3　水位周知河川における水位到達情報

（1）種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川（水位周知河川）について、水位到達情報の通知を受けた時、又は知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（法第 13 条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、知事が指定した河川について水位到達情報を発表したときは、関係市町村の長に通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種　類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

（2）県が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

★利根川水系

河川名	観測所名	区　域	延長(m)
小山川（こやまがわ）	栗崎（くりさき）	右岸　児玉郡美里町大字下児玉 1095 地先（東橋下流端）から 深谷市西田 591 地先（志戸川合流点）まで 左岸　児玉郡美里町大字下児玉 1256 地先（東橋下流端）から 深谷市榛沢字西河原 295-2 地先まで	13,655
	内ケ島（うちがしま）	右岸　深谷市西田 591 地先志戸川合流点から 深谷市石塚 629-1 地先（新明橋下流端）まで 左岸　深谷市榛沢字西河原 295-2 地先から 深谷市高島 50-1 地先（新明橋下流端）まで	
福川（ふくかわ）	井殿橋（いどのばし）	右岸　熊谷市西野字堀之内 460-1 地先（井殿橋上流端）から 行田市北河原（利根川合流点）まで 左岸　熊谷市西野字村 478-3 地先（井殿橋上流端）から 行田市北河原（利根川合流点）まで	6,800
女堀川（おんなぼりがわ）	今井大橋（いまいおおはし）	右岸　本庄市四方田 143-2 地先から 深谷市西田地先小山川合流点まで 左岸　本庄市今井 205-19 地先から 深谷市西田地先（小山川合流点）まで	6,300
唐沢川（からさわがわ）	新東橋（しんあずまばし）	右岸　深谷市西島 490-3 地先(JR 高崎線唐沢川橋梁下流端)から 深谷市成塚地先小山川合流点まで 左岸　深谷市西島 650-10 地先(JR 高崎線唐沢川橋梁下流端)から 深谷市成塚地先小山川合流点まで	3,370

★荒川水系

河川名	観測所名	区　域	延長(m)
市野川（いちのかわ）	天神橋（てんじんばし）	右岸　東松山市大字市ノ川字西耕地 511-1 地先（境橋下流端）から 東松山市大字松山（滑川合流点）まで 左岸　東松山市大字市ノ川字西耕地 510-3 地先（境橋下流端）から 東松山市大字松山（滑川合流点）まで	15, 190
	慈雲寺橋（じうんじばし）	右岸　東松山市大字松山（滑川合流点）から 比企郡川島町大字東大塚（荒川合流点）まで 左岸　東松山市大字松山（滑川合流点）から 比企郡川島町大字東部（荒川合流点）まで	
鴨川（かもかわ）	日進上（にっしんかみ）	右岸　上尾市向山 263-11 地先（揺木橋下流端）から さいたま市西区中野林字袋 346-3 地先まで 左岸　上尾市西宮下 4 丁目（揺木橋下流端）から さいたま市西区水判土字堀之内 102-1 地先まで	14, 775
	鴨川（かもかわ）排水機場（はいすいきじょう）	右岸　さいたま市西区中野林字袋 346-3 地先から さいたま市桜区新開（さくら草橋上流端）まで 左岸　さいたま市西区水判土字堀ノ内 102-1 地先から さいたま市桜区田島 9 丁目（さくら草橋上流端）まで	14, 775 10, 100
鴻沼川（こうぬまがわ）	十五条橋（じゅうごじょうばし）	右岸　さいたま市北区櫛引町 2 丁目 253-1 地先から さいたま市桜区田島地先（鴨川合流点）まで 左岸　さいたま市大宮区大成町 3 丁目 689 地先から さいたま市桜区田島地先（鴨川合流点）まで	
柳瀬川（やなせがわ）	清柳 橋（せいりゅうばし）	右岸　新座市大和田 3 丁目 97 地先（都県境）から 志木市本町２丁目 1650-1 地先（新河岸川合流点）まで 左岸　所沢市大字城字矢崎 53 地先（柳瀬川橋下流端）から 志木市中宗岡 5 丁目 7037 地先（新河岸川合流点）まで	6, 200
黒目川（くろめがわ）	浜崎（はまさき）	右岸　朝霞市膝折町 4 丁目 1733-1 地先から 朝霞市根岸地先（新河岸川合流点）まで 左岸　朝霞市膝折町 3 丁目 1959-3 地先から 朝霞市根岸地先（新河岸川合流点）まで	4, 725

②水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

★利根川水系

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）
小山川（こやまがわ）	栗崎（くりさき）	本庄市 栗崎	Y.P. 60.45	Y.P. 61.15	－	Y.P. 61.65
	内ケ島（うちがしま）	深谷市 大塚	Y.P. 35.60	Y.P. 36.50	Y.P. 38.00	Y.P. 38.70
福川（ふくかわ）	井殿橋（いどのばし）	熊谷市 西野字宮前	Y.P. 25.50	Y.P. 27.20	Y.P. 27.33	Y.P. 28.16
女堀川（おんなぼりがわ）	今井大橋（いまいおおはし）	本庄市 今井	Y.P. 66.50	Y.P. 67.45	－	Y.P. 67.50
唐沢川（からさわがわ）	新東橋（しんあずまばし）	深谷市 西島町	Y.P. 36.54	Y.P. 37.48	－	Y.P. 37.73

★荒川水系

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）
市野川（いちのかわ）	天神橋（てんじんばし）	東松山市 松山	A.P. 18.00	A.P. 19.25	－	A.P. 19.58
	慈雲寺橋（じうんじばし）	吉見町 江綱	A.P. 15.30	A.P. 16.50	A.P. 16.92	A.P. 17.90
鴨川（かもかわ）	日進上（にっしんかみ）	さいたま市西区 日進町二丁目	A.P. 6.75	A.P. 7.60	－	A.P. 7.85
	鴨川排水機場（かもがわはいすいきじょう）	さいたま市桜区 下大久保	A.P. 5.00	A.P. 6.10	－	A.P. 6.89
鴻沼川（こうぬまがわ）	十五条橋（じゅうごじょうばし）	さいたま市北区 櫛引二丁目	A.P. 12.00	A.P. 12.20	－	A.P. 12.40
柳瀬川（やなせがわ）	清柳橋（せいりゅうばし）	所沢市 坂の下	A.P. 19.15	A.P. 19.65	A.P. 20.53	A.P. 20.87
黒目川（くろめがわ）	浜崎（はまさき）	朝霞市 浜崎	A.P. 5.10	A.P. 5.80	－	A.P. 6.04

③水位到達情報の通知の担当官署

河川名	観測所名	担当官署
小山川	栗崎	埼玉県県土整備部河川砂防課
	内ケ島	
福川	井殿橋	
女堀川	今井大橋	
唐沢川	新東橋	
市野川	天神橋	
	慈雲寺橋（じうんじばし）	
鴨川	日進上	
	鴨川排水機場	
鴻沼川	十五条橋	
柳瀬川	清柳橋	
黒目川	浜崎	

④水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、**様式２－１**のとおり。

⑤洪水浸水想定区域

河川名	洪水浸水想定区域
小山川	熊谷市、行田市、本庄市、深谷市、美里町、伊勢崎市
福川	熊谷市、行田市、加須市、羽生市、鴻巣市
女堀川	本庄市、深谷市
唐沢川	熊谷市、行田市、深谷市
市野川	東松山市、滑川町、川島町、吉見町
鴻沼川	さいたま市、川口市、蕨市、戸田市
鴨川	さいたま市、川口市、上尾市、蕨市、戸田市
柳瀬川	所沢市、志木市、新座市、富士見市、三芳町
黒目川	朝霞市、和光市、新座市

⑥水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路及び手段は、**資料６－１**のとおり。

（3）群馬県が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	観測所名	区　域
谷田川（やたがわ）	藤の木橋（ふじのきばし）	右岸　群馬県館林市青柳から渡良瀬川合流点まで 左岸　群馬県邑楽郡明和町矢島から渡良瀬川合流点まで
利根川（とねがわ）	大正橋（たいしょうばし）	右岸　群馬県渋川市下郷から群馬県佐波郡玉村町小泉まで 左岸　群馬県渋川市北橘町下箱田から群馬県伊勢崎市柴町まで
	県庁裏（けんちょううら）	
	上福島（かみふくしま）	
広瀬川（ひろせがわ）	三光（さんこう）	右岸　群馬県前橋市駒形町から利根川合流点まで 左岸　群馬県前橋市上増田町から利根川合流点まで
	下武士（しもたけし）	
早川（はやかわ）	徳川橋（とくがわばし）	右岸　太田市徳川町（徳川橋）から太田市前島町（直轄上流端）まで 左岸　太田市徳川町（徳川橋）から太田市前島町（直轄上流端）まで
	前島（まえじま）	

②水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位（特別警戒水位）	氾濫危険水位
谷田川（やたがわ）	藤の木橋（ふじのきばし）	群馬県 板倉町 板倉	2.70	3.20	4.00	4.17
利根川（とねがわ）	大正橋（たいしょうばし）	群馬県 渋川市 北橘町八崎	3.70	4.60	5.70	6.69
	県庁裏（けんちょううら）	群馬県 前橋市 大手町	3.00	3.50	3.68	4.88
	上福島（かみふくしま）	群馬県 玉村町 福島	2.50	3.70	3.70	5.24
広瀬川（ひろせがわ）	三光（さんこう）	群馬県 伊勢崎市 三光町	2.00	2.50	2.80	3.82
	下武士（しもたけし）	群馬県 伊勢崎市 境下武士	3.00	4.00	6.00	6.65
早川（はやかわ）	徳川橋（とくがわばし）	群馬県 太田市 徳川町	1.90	3.00	—	—
	前島（まえじま）	群馬県 太田市 前島町	2.00	3.00	3.70	4.30

③水位到達情報の通知の担当官署

河川名	観測所名	担当官署
谷田川	藤の木橋	群馬県館林土木事務所
利根川	大正橋	群馬県渋川土木事務所
	県庁裏	群馬県前橋土木事務所
	上福島	群馬県伊勢崎土木事務所
広瀬川	三光・下武士	群馬県伊勢崎土木事務所
早川	徳川橋・前島	群馬県太田土木事務所

④水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、**<u>様式２－２</u>**のとおり。

⑤浸水想定区域

河川名	浸水想定区域
谷田川	加須市
利根川	本庄市、上里町
広瀬川	本庄市
早川	熊谷市

⑥水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路及び手段は、**<u>資料６－２</u>**のとおり。

4）東京都が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	観測所名	区　域
白子川（しらこがわ）	子安橋（こやすばし）	右岸　練馬区東大泉２丁目（比丘尼橋）から 板橋区美園２丁目（新河岸川合流点）まで 左岸　練馬区大泉町６丁目（比丘尼橋）から 埼玉県和光市下新倉６丁目（新河岸川合流点）まで
柳瀬川（やなせがわ）	清瀬橋（きよせばし）	右岸　清瀬市中里２丁（空堀川合流点）から 清瀬市下宿３丁目（埼玉県境）まで 左岸　清瀬市中里２丁（空堀川合流点）から 埼玉県所沢市坂之下（埼玉県境）まで
柳瀬川（やなせがわ）	よもぎ橋	右岸　東村山市久米川町５丁目（埼玉県境）から 清瀬市中里２丁目（空堀川合流点）まで 左岸　埼玉県所沢市久米（埼玉県境）から 清瀬市中里２丁目（空堀川合流点）まで

②水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位（特別警戒水位）	氾濫危険水位
白子川（しらこがわ）	子安橋（こやすばし）	練馬区旭町	－	－	－	A.P.16.59
柳瀬川（やなせがわ）	清瀬橋（きよせばし）	清瀬市				A.P.37.87
柳瀬川（やなせがわ）	よもぎ橋	清瀬市 東村山市				A.P.51.21

③水位到達情報の通知の担当官署

河川名	観測所名	担当官署
白子川（しらこがわ）	子安橋（こやすばし）	東京都建設局河川部
柳瀬川（やなせがわ）	清瀬橋（きよせばし）	東京都建設局河川部
柳瀬川	よもぎ橋	東京都建設局河川部

④浸水想定区域

河川名	浸水想定区域
白子川（しらこがわ）	和光市
柳瀬川（やなせがわ）	所沢市、新座市

⑤ 水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路及び手段は、**資料６－３の**とおり。

4.4 水防警報

4.4.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

4.4.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

（1）種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫注意情報等により、または既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

高潮に対する水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

（荒川、南砂町基準水位観測所、国土交通省荒川下流河川事務発表）

種類	内容	発表基準
待機	1. 不意の高潮を伴う越波、出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできないを警告するもの。	気象予警報等及び海象状況、河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	潮位、波浪、雨量、水位、流量、その他の海象状況、河川状況により必要と認められたとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告する。	次のいずれかに該当するとき。 1. 氾濫警戒情報（洪水警報）等により、または、水位、流量等その他の河川状況により、岩淵水門（上）水位観測所における水位が、はん濫注意水位（A.P.+4.10m）を越えるおそれがあるとき。 2. 気象庁から東京東部地域※において高潮警報が発表され、南砂町水位観測所における水位がはん濫注意水位(A.P.+3.00m)を越えるおそれがあるとき。
指示	潮位、波浪、水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他海象状況、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報（洪水警報）等により、または、既に氾濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする高潮・高波や河川の出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする海象状況、河川状況が解消したと認めるとき。
情報	潮位、波浪、雨量、水位の状況、潮位・波浪予測、水位予測、海象状況、河川・の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。

※気象庁が発表する二次細分区域のうち、江東区、葛飾区、足立区、墨田区のいずれかの荒川下流沿川地域（江戸川区の高潮警報は用いない）

（2）国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

★利根川水系

河川名	観測所名	区　域
利根川（とねがわ）	八斗島（やったじま）	右岸　群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先から 埼玉県熊谷市俵瀬字千通 780 番 1 地先まで 左岸　群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先から 群馬県太田市古戸町 75 番 1 地先まで
	川俣（かわまた）	右岸　埼玉県行田市大字北河原字立野 1611 番 1 地先から 埼玉県加須市旗井字堤外 2059 番 5 地先まで 左岸　群馬県邑楽郡大泉町丘山 1639 番 1 地先から 埼玉県加須市本郷字小反前 747 番 14 地先まで
	栗橋（くりはし）	右岸　埼玉県久喜市栗橋北 2 丁目 3386 番 3 地先から 茨城県猿島郡五霞町大字山王字堀切 1278 番 3 地先まで 左岸　茨城県古河市中田新田字砂片附 670 番 1 地先から 茨城県猿島郡境町桐ヶ作字飛地流作下 2458 番地先まで
烏川（からすがわ）	岩鼻（いわはな）	右岸　鏑川合流点から利根川合流点まで 左岸　群馬県高崎市倉賀野町字乙大通南 3250 番 1 地先から 利根川合流点まで
神流川（かんながわ）	若泉（わかいずみ）	右岸　埼玉県児玉郡神川町大字新宿字渕ノ上 133 番地先から 烏川合流点まで 左岸　群馬県藤岡市浄法寺字平 954 番 1 地先から烏川合流点まで
小山川（こやまがわ）	八斗島（やったじま）	右岸　埼玉県深谷市石塚字住殿 621 番 2 地先　新明橋下流端から 幹川合流点まで 左岸　埼玉県深谷市高島字前久保 50 番 3 地先（新明橋下流端）から 幹川合流点まで
渡良瀬川（わたらせがわ）	古河（こが）	右岸　栃木県栃木市藤岡町藤岡字鷲原 5721 番 11 地先（東武鉄道橋上流端）から 幹川合流点まで 左岸　栃木県栃木市藤岡町藤岡字山合 5879 番 3 地先（東武鉄道橋上流端）から 幹川合流点まで
江戸川（えどがわ）	西関宿（にしせきやど）	右岸　幹川分派点から埼玉県春日部市新宿新田 100 番 1 地先まで 左岸　幹川分派点から千葉県野田市岡田 1084 地先まで
	野田（のだ）	右岸　埼玉県北葛飾郡松伏町築比地 2539 番 1 地先から 埼玉県三郷市高州 4 丁目 149 地先まで 左岸　千葉県野田市東金野井 1410 番の 1 から 千葉県流山市木 8 番の 2 地先まで
中川（なかがわ）	吉川（よしかわ）	右岸　埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937-1 地先から 垳川合流点まで 左岸　埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下 1647-1 地先から 大場川合流点まで
綾瀬川（あやせがわ）	谷古宇（やこう）	右岸　埼玉県草加市金明町中取出し 1362-7 地先から 東京都足立区南花畑三丁目 23-1 地先まで 左岸　埼玉県越谷市大字蒲生字西浦 3793-3 地先から 東京都足立区神明一丁目 30-1 地先まで

★荒川水系

河川名	観測所名	区　域
荒川（あらかわ）	熊谷（くまがや）	右岸　埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢 218 番の 18 地先から 埼玉県川越市大字中老袋字田島 289 番の 1 地先まで 左岸　埼玉県深谷市荒川字下川原５番の２地先から 埼玉県上尾市大字平方横町 434 番の 1 地先まで
	治水橋（ぢすいばし）	右岸　埼玉県川越市大字中老袋字田島 301 番 1 地先から 東京都板橋区三園 2 丁目 80 番の 1 地先まで 左岸　埼玉県上尾市大字平方字横町 433 番 5 地先から 埼玉県戸田市大字早瀬１丁目 4335 番地先まで
	岩淵水門（上）（いわぶちすいもん かみ）	右岸　東京都板橋区三園町 2 丁目 80 番 5 地先から河口まで 左岸　埼玉県戸田市早瀬１丁目 4329 番地先から河口まで
	南砂町（みなみすなまち）	右岸　河口から東京都板橋区三園二丁目80番5地先まで 左岸　河口から埼玉県戸田市早瀬一丁目 4329 番地先まで
入間川（いるまがわ）	小ケ谷（おがや）	右岸　埼玉県川越市大字池辺字権現脇壷 1057 番の 2 地先から 埼玉県川越市大字府川字高畑 1112 番の 8 地先まで 左岸　埼玉県川越市大字的場字飛樋下 1563 番の 1 地先から 埼玉県比企郡川島町大字角泉字亀尾 388 番の 1 地先まで
	菅間（すがま）	右岸　埼玉県川越市大字府川字高畑 1112 番の 10 地先から幹川合流点まで 左岸　埼玉県比企郡川島町大字角泉字亀尾 388 番の 1 地先から幹川合流点まで
越辺川（おっぺがわ）	入西（にっさい）	右岸　埼玉県入間郡毛呂山町大字苦林字清水 346 番地先から 高麗川合流点まで 左岸　埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼天神下 57 番の２地先から 高麗川合流点まで
	高坂橋（たかさかばし）	右岸　高麗川合流点から都幾川合流点まで 左岸　高麗川合流点から都幾川合流点まで
	天神橋（てんじんばし）	右岸　都幾川合流点から入間川合流点まで 左岸　都幾川合流点から入間川合流点まで
高麗川（こまがわ）	坂戸（さかど）	右岸　埼玉県坂戸市大字森戸字赤城 847 番地先から越辺川合流点まで 左岸　埼玉県坂戸市大字森戸字市前 1163 番地先から越辺川合流点まで
都幾川（ときがわ）	野本（のもと）	右岸　埼玉県東松山市大字下唐子字榎町 83 番の 3 地先から 越辺川合流点まで 左岸　埼玉県東松山市大字石橋字川原山 2 番の 1 地先から 越辺川合流点まで
小畔川（こあぜがわ）	八幡橋（やはたばし）	右岸　埼玉県川越市大字吉田字下河原添 608 番の 2 地先（東武鉄道東上線鉄道橋上流端）から越辺川合流点まで 左岸　埼玉県川越市大字吉田字下河原添 614 地先（東武鉄道東上線鉄道橋上流端）から越辺川合流点まで

②水防警報の対象となる基準観測所

★利根川水系

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	計画高水位
利根川	八斗島	群馬県伊勢崎市八斗島町	0.80	1.90	3.10	4.10	5.28
	川俣	群馬県邑楽郡明和町大字川俣	1.60	3.20	－	－	7.46
	栗橋	埼玉県久喜市栗橋	2.70	5.00	7.60	9.20	9.90
烏川	岩鼻	群馬県高崎市岩鼻町	1.00	3.30	4.10	4.60	4.79
神流川	若泉	埼玉県児玉郡神川町渡瀬	2.00	3.00	6.70	7.00	－
小山川	八斗島	群馬県伊勢崎市八斗島町	0.80	1.90	3.10	4.10	5.28
渡良瀬川	古河	茨城県古河市桜町	2.70	4.70	8.90	9.70	9.72
江戸川	西関宿	埼玉県幸手市大字西関宿	4.50	6.10	8.10	8.90	9.12
	野田	千葉県野田市中野台	4.60	6.30	8.50	9.10	9.34
中川	吉川	埼玉県吉川市平沼	3.30	3.60	4.30	4.70	4.75
綾瀬川	谷古宇	埼玉県草加市松江	2.80	3.00	3.10	3.50	4.10

★荒川水系

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	計画高水位
荒川	熊谷	埼玉県熊谷市榎町	3.00	3.50	5.00	5.50	7.51
	治水橋	埼玉県さいたま市西区大字飯田新田	7.00	7.50	12.80	13.30	14.59
	岩淵水門（上）	東京都北区志茂５丁目	3.00	4.10	6.50	7.70	8.57
	南砂町	東京都江東区新砂	2.00	3.00	－	－	－
入間川	小ケ谷	埼玉県川越市大字小ケ谷	2.00	2.50	3.10	3.50	5.00
	菅間	埼玉県川越市大字鹿飼	7.00	8.00	11.50	12.00	12.64
越辺川	入西	埼玉県坂戸市大字沢木	2.00	3.00	3.00	3.20	3.99
	高坂橋	埼玉県坂戸市片柳	3.00	3.50	4.10	4.60	4.87
	天神橋	埼玉県坂戸市赤尾	1.50	2.10	2.50	2.90	3.67
高麗川	坂戸	埼玉県坂戸市大字上吉田	1.00	1.50	2.80	3.40	4.14
都幾川	野本	埼玉県東松山市大字下押垂	2.00	3.50	4.50	5.00	5.84
小畔川	八幡橋	埼玉県川越市大字名細	3.00	3.50	3.60	4.20	5.41

③水防警報の担当官署

河川名	観測所名	担当官署
利根川	八斗島	利根川上流河川事務所
	川俣	
	栗橋	
烏川	岩鼻	高崎河川国道事務所
神流川	若泉	
小山川	八斗島	利根川上流河川事務所
渡良瀬川	古河	
江戸川	西関宿	江戸川河川事務所
	野田	
中川	吉川	
綾瀬川	谷古宇	
荒川	熊谷	荒川上流河川事務所
	治水橋	
	岩淵水門（上）	荒川下流河川事務所
	南砂町	
入間川	小ケ谷	荒川上流河川事務所
	菅間	
越辺川	入西	
	高坂橋	
	天神橋	
高麗川	坂戸	
都幾川	野本	
小畔川	八幡橋	

④水防警報の関係水防管理団体官署

河川名	観測所名	関係水防管理団体
利根川	八斗島	大里郡利根川水害予防組合、坂東上流水害予防組合
	川俣	加須市・羽生市水防事務組合、行田市
	栗橋	加須市・羽生市水防事務組合、利根川栗橋流域水防事務組合
烏川	岩鼻	坂東上流水害予防組合
神流川	若泉	神流川水害予防組合
小山川	八斗島	大里郡利根川水害予防組合、坂東上流水害予防組合
渡良瀬川	古河	加須市・羽生市水防事務組合
江戸川	西関宿	江戸川水防事務組合、利根川栗橋流域水防事務組合
	野田	江戸川水防事務組合
中川	吉川	越谷市、草加市、八潮市、三郷市、 吉川市、春日部、松伏町
綾瀬川	谷古宇	越谷市、草加市、八潮市
荒川	熊谷	荒川北縁水防事務組合、上尾市、 北本市、桶川市、鴻巣市、 熊谷市（大里行政センター）、深谷市、寄居町、 川越市、川島町、吉見町、上尾市、
	治水橋	荒川左岸水害予防組合、さいたま市、志木市、朝霞市、 和光市、上尾市、川越市、富士見市、川島町
	岩淵水門（上）	荒川左岸水害予防組合
	南砂町	荒川左岸水害予防組合
入間川	小ケ谷	川越市、川島町
	菅間	川越市、川島町
越辺川	入西	東松山市、坂戸市、越生町、毛呂山町、鳩山町
	高坂橋	東松山市、坂戸市、越生町、毛呂山町
	天神橋	川越市、坂戸市、越生町、毛呂山町、川島町
高麗川	坂戸	坂戸市、越生町、毛呂山町、川島町
都幾川	野本	川島町、東松山市
小畔川	八幡橋	川越市

⑤水防警報の発表形式

発表形式は、**様式３－１**のとおり。

⑥水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、**資料７－１**のとおり。

（3）県が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

★利根川水系

河川名	観測所名	区　域	延長(m)
小山川（こやまがわ）	栗崎（くりさき）	右岸　児玉郡美里町大字下児玉 1095 地先（東橋下流端）から 深谷市西田 591 地先（志戸川合流点）まで 左岸　児玉郡美里町大字下児玉 1256 地先（東橋下流端）から 深谷市榛沢字西河原 295-2 地先まで	13,655
	内ケ島（うちがしま）	右岸　深谷市西田 591 地先志戸川合流点から 深谷市石塚 629-1 地先（新明橋下流端）まで 左岸　深谷市榛沢字西河原 295-2 地先から 深谷市高島 50-1 地先（新明橋下流端）まで	
福川（ふくかわ）	井殿橋（いどのばし）	右岸　熊谷市西野字堀之内 460-1 地先（井殿橋上流端）から 行田市北河原（利根川合流点）まで 左岸　熊谷市西野字村 478-3 地先（井殿橋上流端）から 行田市北河原（利根川合流点）まで	6,800
女堀川（おんなぼりがわ）	今井大橋（いまいおおはし）	右岸　本庄市四方田 143-2 地先から 深谷市西田地先小山川合流点まで 左岸　本庄市今井 205-19 地先から 深谷市西田地先（小山川合流点）まで	6,300
唐沢川（からさわがわ）	新東橋（しんあずまばし）	右岸　深谷市西島 490-3 地先(JR 高崎線唐沢川橋梁下流端)から 深谷市成塚地先小山川合流点まで 左岸　深谷市西島 650-10 地先(JR 高崎線唐沢川橋梁下流端)から 深谷市成塚地先小山川合流点まで	3,370
中川（なかがわ）	牛島（うしじま）	右岸　春日部市牛島 1323-1 地先（倉松川合流点）から 北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通 1876-1 地先まで 左岸　春日部市下柳 1167 地先から 北葛飾郡松伏町下赤岩内膳堀内上 1672-1 地先まで	10,300
綾瀬川（あやせがわ）	一の橋（いちのはし）	右岸　川口市東川口 5 丁目 31 番 14 号地先(畷橋下流端)から 草加市金明町 1361-3 地先（直轄管理区間境）まで 左岸　さいたま市緑区大字大門字野原 4910-2 地先(畷橋下流端)から 越谷市大字蒲生字山王 794 地先（直轄管理区間境）まで	6,400
元荒川（もとあらかわ）	三野宮（さんのみや）	右岸　越谷市大字三野宮字中川原 60-3 地先から 越谷市東町 2 丁目（中川合流点）まで 左岸　越谷市大字野島字川端 73-1 地先から 越谷市中島（中川合流点）まで	12,450
大落古利根川（おおおとしふるとねがわ）	杉戸（すぎと）	右岸　南埼玉郡宮代町和戸 3 丁目 14 地先から 越谷市増森地先（中川合流点）まで 左岸　北葛飾郡杉戸町大字下高野 233 地先から 北葛飾郡松伏町下赤岩地先（中川合流点）まで	24,800
新方川（にいがたがわ）	増林（ましばやし）	右岸　さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 515 地先から 越谷市中島地先（中川合流点）まで 左岸　春日部市増田新田字南 313 地先から 吉川市川野地先（中川合流点）まで	10,900

★荒川水系

河川名	観測所名	区　域	延長(m)
市野川（いちのかわ）	天神橋（てんじんばし）	右岸　東松山市大字市ノ川字西耕地 511-1 地先（境橋下流端）から 東松山市大字松山（滑川合流点）まで 左岸　東松山市大字市ノ川字西耕地 510-3 地先（境橋下流端）から 東松山市大字松山（滑川合流点）まで	15,190
	慈雲寺橋（じうんじばし）	右岸　東松山市大字松山（滑川合流点）から 比企郡川島町大字東大塚（荒川合流点）まで 左岸　東松山市大字松山（滑川合流点）から 比企郡川島町大字東部（荒川合流点）まで	
入間川（いるまがわ）	新富士見橋（しんふじみばし）	右岸　狭山市鵜ノ木（広瀬橋上流端）から 川越市池辺 1969 地先（入間川橋上流端）まで 左岸　狭山市広瀬 1 丁目 18 地先（広瀬橋上流端）から 川越市的場 1127 地先（入間川橋上流端）まで	7,995
鴻沼川（こうぬまがわ）	十五条橋（じゅうごじょうばし）	右岸　さいたま市北区櫛引町 2 丁目 253-1 地先から さいたま市桜区田島地先（鴨川合流点）まで 左岸　さいたま市大宮区大成町 3 丁目 689 地先から さいたま市桜区田島地先（鴨川合流点）まで	10,100
鴨川（かもがわ）	日進上（にっしんかみ）	右岸　上尾市向山 263-11 地先（揺木橋下流端）から さいたま市西区中野林字袋 346-3 地先まで 左岸　上尾市西宮下 4 丁目（揺木橋下流端）から さいたま市西区水判土字堀之内 102-1 地先まで	14,775
	鴨川排水機場（かもがわはいすいきじょう）	右岸　さいたま市西区中野林字袋 346-3 地先から さいたま市桜区新開（さくら草橋上流端）まで 左岸　さいたま市西区水判土字堀ノ内 102-1 地先から さいたま市桜区田島 9 丁目（さくら草橋上流端）まで	
芝川（しばかわ）	青木水門（あおきすいもん）	右岸　さいたま市緑区大字大間木字八町 1884-1 地先（八丁橋下流）から 川口市大字辻地内（新芝川分派点）まで 川口市領家 5 丁目地内新芝川合流点から 川口市領家 5 丁目地内　荒川合流点まで 左岸　さいたま市緑区大字大間木字八町 2338-1 地先（八丁橋下流）から 川口市上青木 2 丁目地内（新芝川分派点）まで 足立区鹿浜 2 丁目地内（新芝川合流点）から 川口市領家 5 丁目地内（荒川合流点）まで	5,310
新芝川（しんしばかわ）		右岸　川口市大字辻地内（芝川分派点）から 川口市領家 5 丁目（地内　芝川合流点）まで 左岸　川口市上青木 2 丁目地内（芝川分派点）から 足立区鹿浜 2 丁目地内（芝川合流点）まで	6,400
新河岸川（しんがしがわ）	宮戸橋（みやとばし）	右岸　川越市大字扇河岸 243-2 地先（不老川合流点）から 和光市下新倉 6 丁目 4198-1 地先まで 左岸　川越市大字大仙波 1259-1 地先から 和光市下新倉 4197 地先まで	18,880
柳瀬川（やなせがわ）	清柳橋（せいりゅうばし）	右岸　新座市大和田 3 丁目 97 地先（都県境）から 志木市本町２丁目 1650-1 地先（新河岸川合流点）まで 左岸　所沢市大字城字矢崎 53 地先（柳瀬川橋下流端）から 志木市中宗岡 5 丁目 7037 地先（新河岸川合流点）まで	6,200
黒目川（くろめがわ）	浜崎（はまさき）	右岸　朝霞市膝折町 4 丁目 1733-1 地先から 朝霞市根岸地先（新河岸川合流点）まで 左岸　朝霞市膝折町 3 丁目 1959-3 地先から 朝霞市根岸地先（新河岸川合流点）まで	4,725

②水防警報の対象となる基準観測所

★利根川水系

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	HWL（計画高水位）
小山川	栗崎	本庄市 栗崎	Y.P.60.45	Y.P.61.15	－	Y.P.61.65	Y.P.61.690
	内ヶ島	深谷市 大塚	Y.P.35.60	Y.P.36.50	Y.P.38.00	Y.P.38.70	Y.P.38.860
福川	井殿橋	熊谷市 西野字宮前	Y.P.25.50	Y.P.27.20	Y.P.27.33	Y.P.28.16	Y.P.29.288
女堀川	今井大橋	本庄市 今井	Y.P.66.50	Y.P.67.45	－	Y.P.67.50	Y.P.69.500
唐沢川	新東橋	深谷市 西島町	Y.P.36.54	Y.P.37.48	－	Y.P.37.73	Y.P.38.614
中川	牛島	春日部市 藤塚	A.P.5.20	A.P.5.85	－	A.P.6.25	A.P.6.730
綾瀬川	一の橋	草加市 長栄町	A.P.3.60	A.P.4.05	A.P.4.12	A.P.4.60	A.P.4.590
元荒川	三野宮	越谷市 三野宮	A.P.6.15	A.P.6.55	－	A.P.6.80	A.P.7.580
大落古利根川	杉戸	杉戸町 杉戸	A.P.7.25	A.P.7.70	－	A.P.7.91	A.P.8.232
新方川	増林	越谷市 花田	A.P.3.25	A.P.3.90	－	A.P.4.02	A.P.4.790

★荒川水系

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	HWL（計画高水位）
市野川	天神橋	東松山市 松山	A.P.18.00	A.P.19.25	－	A.P.19.58	A.P.20.480
	慈雲寺橋	吉見町 江綱	A.P.15.30	A.P.16.50	A.P.16.92	A.P.17.90	A.P.18.951
入間川	新富士見橋	狭山市 上広瀬	A.P.48.40	A.P.49.10	A.P.49.23	A.P.49.69	A.P.50.210
鴨川	日進上	さいたま市西区 日進町二丁目	A.P.6.75	A.P.7.60	－	A.P.7.85	A.P.8.570
	鴨川排水機場	さいたま市桜区 下大久保	A.P.5.00	A.P.6.10	－	A.P.6.89	A.P.7.300
鴻沼川	十五条橋	さいたま市北区 櫛引二丁目	A.P.12.00	A.P.12.20	－	A.P.12.40	A.P.12.630
芝川	青木水門	川口市 辻	A.P.3.15	A.P.3.75	A.P.3.88	A.P.4.63	A.P.6.123
新芝川							
新河岸川	宮戸橋	朝霞市 宮戸	A.P.4.50	A.P.6.00	A.P.7.12	A.P.7.48	A.P.7.480
柳瀬川	清柳橋	所沢市 坂の下	A.P.19.15	A.P.19.65	A.P.20.53	A.P.20.87	A.P.20.870
黒目川	浜崎	朝霞市 浜崎	A.P.5.10	A.P.5.80	－	A.P.6.04	A.P.7.230

③水防警報の担当官署

河川名	観測所名	担当官署
小山川（こやまがわ）	栗崎	埼玉県県土整備部河川砂防課
	内ケ島	
福川（ふくかわ）	井殿橋	
女堀川（おんなぼりがわ）	今井大橋	
唐沢川（からさわがわ）	新東橋	
中川（なかがわ）	牛島	
綾瀬川（あやせがわ）	一の橋	
元荒川（もとあらかわ）	三野宮	
大落古利根川（おおおとしふるとねがわ）	杉戸	
新方川（にいがたがわ）	増林	
市野川（いちのかわ）	天神橋	
	慈雲寺橋	
入間川（いるまがわ）	新富士見橋	
鴨川（かもがわ）	日進上	
	鴨川排水機場	
鴻沼川（こうぬまがわ）	十五条橋	
芝川（しばかわ）	青木水門	
新芝川（しんしばかわ）	青木水門	
新河岸川（しんがしがわ）	宮戸橋	
柳瀬川（やなせがわ）	清柳橋	
黒目川（くろめがわ）	浜崎	

④水防警報の関係水防管理団体

河川名	観測所名	関係水防管理団体
小山川（こやまがわ）	栗崎	本庄市、美里町、大里郡利根川水害予防組合
	内ケ島	大里郡利根川水害予防組合、本庄市
福川（ふくかわ）	井殿橋	大里郡利根川水害予防組合、行田市
女堀川（おんなぼりがわ）	今井大橋	本庄市、深谷市
唐沢川（からさわがわ）	新東橋	深谷市
中川（なかがわ）	牛島	春日部市、吉川市、松伏町
綾瀬川（あやせがわ）	一の橋	さいたま市、川口市、越谷市、草加市
元荒川（もとあらかわ）	三野宮	越谷市
大落古利根川（おおおとしふるとねがわ）	杉戸	越谷市、春日部市、松伏町、杉戸町、宮代町
新方川（にいがたがわ）	増林	さいたま市、越谷市、春日部市、吉川市
市野川（いちのかわ）	天神橋	東松山市
	慈雲寺橋	吉見町、川島町、東松山市
入間川（いるまがわ）	新富士見橋	狭山市、川越市
鴨川（かもがわ）	日進上	さいたま市、上尾市
	鴨川排水機場	さいたま市
鴻沼川（こうぬまがわ）	十五条橋	さいたま市
芝川（しばかわ）	青木水門	さいたま市、川口市
新芝川（しんしばかわ）	青木水門	さいたま市、川口市
新河岸川（しんがしがわ）	宮戸橋	志木市、朝霞市、和光市、富士見市、ふじみ野市、川越市
柳瀬川（やなせがわ）	清柳橋	志木市、新座市、所沢市、三芳町、富士見市
黒目川（くろめがわ）	浜崎	朝霞市

⑤水防警報の発表形式

発表形式は、**様式３－２**のとおり。

⑥水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、**資料７－２**のとおり。

（4）群馬県が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

河川名	観測所名	区　域
石田川	下田島 牛沢	左岸　群馬県太田市新田下江田町から利根川合流点まで 右岸　群馬県太田市出塚町から利根川合流点まで
谷田川	藤の木橋	右岸　群馬県邑楽郡明和町矢島から渡良瀬川合流点まで 左岸　群馬県館林市青柳から渡良瀬川合流点まで
利根川	大正橋 県庁裏 上福島	右岸　群馬県渋川市下郷から群馬県佐波郡玉村町小泉まで 左岸　群馬県渋川市北橘町下箱田から群馬県伊勢崎市柴町まで
広瀬川	三光 下武士	右岸　群馬県前橋市駒形町から利根川合流点まで 左岸　群馬県前橋市上増田町から利根川合流点まで
早川	徳川橋 前島	右岸　太田市徳川町（徳川橋）から太田市前島町（直轄上流端）まで 左岸　太田市徳川町（徳川橋）から太田市前島町（直轄上流端）まで

②水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 （通報水位）	氾濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）
石田川	下田島	太田市 下田島町	1.10	2.00	2.70	3.12
	牛沢	太田市 牛沢町	1.70	3.00	3.10	3.81
谷田川	藤の木橋	板倉町 板倉	2.70	3.20	4.00	4.17
利根川	大正橋	渋川市 北橘町八崎	3.70	4.60	5.70	6.69
	県庁裏	前橋市 大手町	3.00	3.50	3.68	4.88
	上福島	玉村町 福島	2.50	3.70	3.70	5.24
広瀬川	三光	伊勢崎市 三光町	2.00	2.50	2.80	3.82
	下武士	伊勢崎市 境下武士	3.00	4.00	6.00	6.65
早川	徳川橋	群馬県 太田市 徳川町	1.90	3.00	—	—
	前島	群馬県 太田市 前島町	2.00	3.00	3.70	4.30

③水防警報の担当官署

河川名	観測所名	担当官署
石田川	下田島・牛沢	群馬県太田土木事務所
谷田川	藤の木橋	群馬県館林土木事務所
利根川	大正橋	群馬県渋川土木事務所
	県庁裏	群馬県前橋土木事務所
	上福島	群馬県伊勢崎土木事務所
広瀬川	三光・下武士	群馬県伊勢崎土木事務所
早川	徳川橋・前島	群馬県太田土木事務所

④水防警報の担当水防管理団体

河川名	観測所名	担当水防管理団体
石田川	下田島・牛沢	熊谷市
谷田川	藤の木橋	加須市
利根川	大正橋・県庁裏・上福島	本庄市、上里町
広瀬川	三光・下武士	本庄市
早川	徳川橋・前島	熊谷市

⑤水防警報の発表形式

発表形式は、**様式３－３**のとおり。

⑥水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、**資料７－３**のとおり。

第５章　水位等の観測、通報及び公表

5.1　水位の観測、通報及び公表

（1）水位観測所

県内の県管理の水位観測所はノーマル型が２２９箇所、洪水時の観測に特化した危機管理型が７１箇所ある。また、国土交通省管理の水位観測所が８９箇所ある。

詳細は、**資料８－１**のとおりである。

（2）水位の通報

各県土整備事務所長及び総合治水事務所長は、管内観測所からの水位の情報を受けたときは、直ちに水防本部に通報する。

水防本部は、水位の通報を受けたときは、はん濫水が到達するおそれのある各県土整備事務所及び総合治水事務所に直ちに通報するものとする。

埼玉県統一水防情報システム（川の防災情報）により水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

（3）水位の公表

水防本部は、次の方法で水位状況を公表するものとする。

川の防災情報（国土交通省）

パソコン版・スマートフォン版（https://www.river.go.jp/portal）

埼玉県版川の防災情報（埼玉県）

パソコン版（http://suibo.saitama-river.info）

スマートフォン版（http://suibo-mt.saitama-river.info）

（4）欠測時の措置

①量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。

②欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知すること。

5.2　雨量の観測、通報及び公表

（1）雨量観測所

県内の雨量観測所は、県管理の雨量観測所が９８箇所（うち、ダム４箇所）ある。また、国土交通省管理の雨量観測所が３２箇所、気象庁管理の雨量観測所が１４箇所ある。

詳細は、**資料８－２**のとおりである。

（2）雨量の通報

各県土整備事務所長及び総合治水事務所長は、管内観測所からの雨量の情報を直ちに水防本部に通報し、水防本部は前項の通報を関係ある各県土整備事務所及び総合治水事務所に通報するものとする。

埼玉県統一水防情報システム（川の防災情報）により水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

（3）雨量の公表

水防本部は、次の方法で雨量状況を公表するものとする。

川の防災情報（国土交通省）

パソコン版・スマートフォン版（https://www.river.go.jp/portal）

（4）埼玉県版川の防災情報（埼玉県）

パソコン版（http://suibo.saitama-river.info）

スマートフォン版（http://suibo-mt.saitama-river.info）

（5）防災気象情報の確認

水防本部は、次の方法で防災気象情報について確認するものとする。

熊谷地方気象台（気象庁）

パソコン版（https://www.data.jma.go.jp/kumagaya/）

5.3　河川監視カメラの観測、通報及び公表

（1）河川監視カメラ

県内の河川監視カメラは、県管理の河川監視カメラが１０５箇所ある。

詳細は、**資料９**のとおりである。

（2）河川監視カメラの通報

各県土整備事務所長及び総合治水事務所長は、河川監視カメラの情報を直ちに水防本部に通報し、水防本部は前項の通報を関係ある各県土整備事務所及び総合治水事務所に通報するものとする。

（3）河川監視カメラの公表

水防本部は、次の方法で監視状況を公表するものとする。

川の防災情報（国土交通省）

パソコン版・スマートフォン版（https://www.river.go.jp/portal）

（4）埼玉県版川の防災情報（埼玉県）

パソコン版（https://suibo-river.pref.saitama.lg.jp/mainMap.html）

スマートフォン版（https://suibo-river.pref.saitama.lg.jp/sp/top.html）

5.4　水位等の通報系統図

通報系統図に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報する。

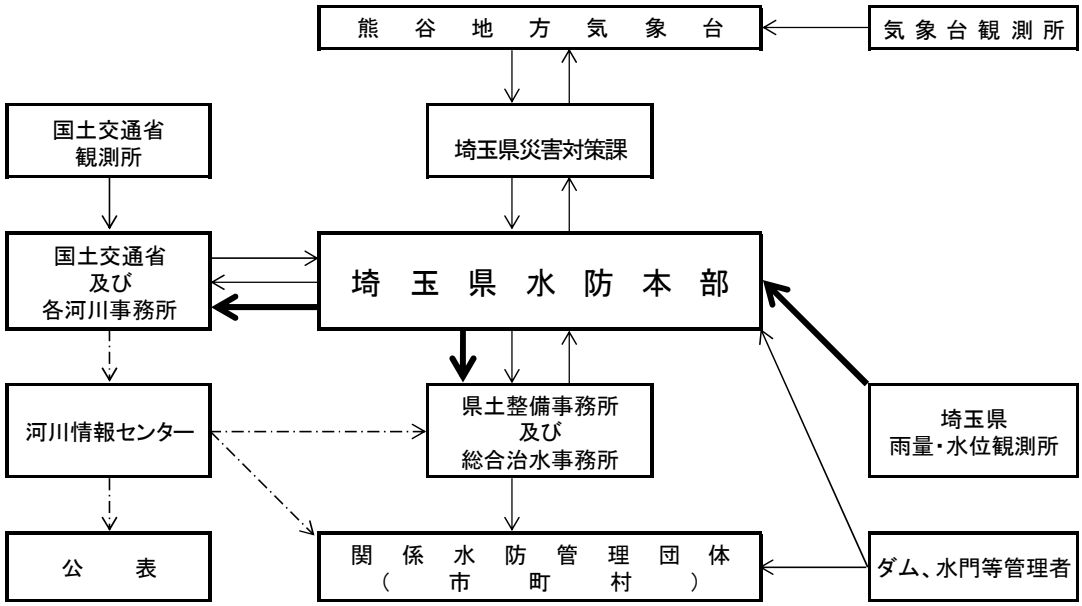

凡例	
――――	メール等による伝達
▬▬▬	埼玉県統一水防情報システム（埼玉県川の防災情報）
┈┈┈	ＨＰ「川の防災情報」（統一河川情報システム）による補助的伝達系統

第６章　気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

（１）気象情報

気象庁

https://www.jma.go.jp/

（２）雨量・河川水位

国土交通省

・川の防災情報

【ＰＣ版・スマートフォン版】(https://www.river.go.jp)

（３）潮位・波高

気象庁

・潮位観測情報

https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.5/137/&contents=tidelevel

・海洋の健康診断表

https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index.html

・波浪に関するデータ

https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html

（４）土砂

埼玉県土砂災害警戒情報システム

・パソコン・スマートフォン：http://keikai.dosyabousai.pref.saitama.lg.jp/

・携帯電話：http://keikai.dosyabousai.pref.saitama.lg.jp/mobile/

第７章　排水機場及び調節池

7.1　排水機場及び調節池の報告及び連絡

排水機場及び調節池の所管事務所は、排水機場を稼働した場合や調節池等に流入が開始した場合、内水排除用排水機場については**様式４－１**、調節池等については**様式４－２**により、稼働開始、流入開始時及び終了時にその状況を水防本部に報告するものとする。排水機場の操作規則は、**資料１０**のとおりである。

また、県が操作を担当としている排水機場（調節池に係るものは除く）については、情報伝達系統に基づき関係機関への情報伝達を行う。対象施設はＰ６５、伝達系統については**資料１２－２**、報告様式は**様式４－１**のとおりである。

国土交通省所管の排水機場について、水防本部はその状況について緊密な連絡を取らなければならない。

7.2　排水機場の施設概要

1　県管理排水機場（内水排除用排水機場）

番号	排水機場名	河川名	排出先	箇所	所管事務所	操作事務所（委託先）	排水能力（m^3/s）	施設状況（m^3/s）
1	三領排水機場	菖蒲川	荒川	川口市	さいたま	さいたま	35.0	11.67m^3/s×3
2	笹目川排水機場	笹目川	荒川	戸田市	さいたま	さいたま	30.0	5m^3/s×2 10m^3/s×2
3	鴨川排水機場	鴨川	荒川	さいたま市	さいたま	さいたま	50.0	10m^3/s×5
4	芝川排水機場	芝川	荒川	川口市	さいたま	さいたま	40.0	20m^3/s×2
5	鴻沼排水機場	鴻沼川	荒川	さいたま市	さいたま	さいたま市 委託	10.6	3.3m^3/s×2 4m^3/s×1
6	毛長川排水機場	毛長川	新芝川	川口市	さいたま	川口市 委託	25.0	5m^3/s×1 10m^3/s×2
7	柳根排水機場	藤右衛門川	芝川	川口市	さいたま	川口市 委託	7.0	5m^3/s×1 2m^3/s×1
8	九十川排水機場	九十川	新河岸川	川越市	川越	川越	20.0	5m^3/s×2 10m^3/s×1
9	飯盛川排水機場	飯盛川	越辺川	坂戸市	飯能	坂戸市 委託	7.0	3.5m^3/s×2
10	清水川排水機場	清水川	小山川	深谷市	熊谷	深谷市 委託	4.0	2m^3/s×2
11	岡排水機場	九頭竜川	和田吉野川	東松山市	熊谷	熊谷	5.0	2.5m^3/s×2
12	垳川排水機場	垳川	中川	八潮市	越谷	八潮市 委託	40.0	5m^3/s×2 10m^3/s×3
13	大場川下流排水機場	大場川	江戸川	三郷市	越谷	三郷市 委託	35.0	5m^3/s×1 15m^3/s×2
14	神明排水機場	伝右川	綾瀬川	草加市	越谷	草加市 委託	20.0	5m^3/s×2 10m^3/s×1
15	大場川上流排水機場	大場川	江戸川	三郷市	越谷	三郷市 委託	40.0	10m^3/s×2 20m^3/s×1
16	古綾瀬川排水機場	古綾瀬川	綾瀬川	草加市	越谷	草加市 委託	10.0	5m^3/s×2
17	辰井川排水機場	辰井川	毛長川	草加市	越谷	草加市 委託	10.0	5m^3/s×2
18	中川上流排水機場	幸手放水路	江戸川	幸手市	杉戸	杉戸	50.0	25m^3/s×2
計	18排水機場	17河川	11河川	11市	7事務所		423.6	

２　県管理排水機場（調節池等排水機場）

番号	排水機場名	調節池名	河川名	箇所	所管事務所	操作事務所（委託先）	排水能力（m^3/s）	施設状況（m^3/s）
1	藤右衛門川排水機場	浦和競馬場調節池	藤右衛門川	さいたま市	さいたま	さいたま	2.00	$1m^3/s \times 2$
2	芝川第７調節池排水機場	芝川第７調節池	芝川	さいたま市	さいたま	さいたま	1.25	$0.125m^3/s \times 2$ $0.5m^3/s \times 2$
3	上谷沼調節池排水機場	上谷沼調節池	藤右衛門川	川口市	さいたま	さいたま	4.40	$2m^3/s \times 2$ $0.2m^3/s \times 2$
4	鴨川第１調節池排水機場	鴨川第１調節池	鴨川	さいたま市	さいたま	さいたま	1.20	$0.5m^3/s \times 2$ $0.1m^3/s \times 2$
5	深作調節池排水機場	深作調節池	深作川	さいたま市	さいたま	さいたま	3.27	$1m^3/s \times 2$ $1.25m^3/s \times 2$ $0.27m^3/s \times 1$ $0.15m^3/s \times 2$ $0.147m^3/s \times 1$ $0.033m^3/s \times 1$ $0.023m^3/s \times 1$
6	鴨川第２調節池排水機場	鴨川第２調節池	鴨川	さいたま市	さいたま	さいたま	0.73	$0.3m^3/s \times 2$ $0.065m^3/s \times 2$
7	新郷遊水地排水機場	新郷遊水地	辰井川	川口市	さいたま	さいたま	0.42	$0.183m^3/s \times 2$ $0.05m^3/s \times 1$
8	芝川第１調節池排水機場	芝川第１調節池	芝川	さいたま市	さいたま	さいたま	5.40	$2.7m^3/s \times 2$
9	鴻沼川桜木町調節池排水機場	桜木町調節池 鴻沼川地下河川	鴻沼川	さいたま市	さいたま	さいたま	0.888	$0.101m^3/s \times 2$ $0.342m^3/s \times 2$
10	原市沼調節池排水機場	原市沼調節池	綾瀬川	上尾市	北本	北本	0.53	$0.2385m^3/s \times 2$ $0.0265m^3/s \times 2$
11	寺尾調節池排水機場	寺尾調節池	新河岸川	川越市	川越	川越市	1.60	$0.775m^3/s \times 2$ $0.05m^3/s \times 1$
12	上新井調節池排水機場	上新井調節池	東川	所沢市	川越	川越	0.50	$0.25m^3/s \times 2$
13	上之調節池排水機場	上之調節池	星川	熊谷市	熊谷	熊谷	0.66	$0.33\ m^3/s \times 2$
14	花崎遊水地排水機場	花崎遊水地	青毛堀川	加須市	行田	行田	4.80	$2.3m^3/s \times 2$ $0.2m^3/s \times 1$
15	吉川調節池排水機場	吉川調節池	大場川	吉川市	越谷	越谷	0.15	$0.075m^3/s \times 2$
16	柳島調節池排水機場	柳島調節池	辰井川	草加市	越谷	越谷	0.50	$0.225m^3/s \times 2$ $0.05m^3/s \times 1$
17	谷塚調節池排水機場	谷塚調節池	辰井川	草加市	越谷	越谷	0.28	$0.135m^3/s \times 2$ $0.0135m^3/s \times 1$
18	吉川美南調節池排水機場	吉川美南調節池	第二大場川	吉川市	越谷	越谷	0.60	$0.3m^3/s \times 2$
19	栄調節池排水機場	栄調節池	第二大場川	三郷市	越谷	越谷	0.40	$0.2m^3/s \times 2$
20	上口調節池排水機場	上口調節池	第二大場川	三郷市	越谷	越谷	0.50	$0.25\ m^3/s \times 2$
21	大相模調節池排水機場	大相模調節池	元荒川	越谷市	越谷	越谷	2.26	$1.13m^3/s \times 2$
22	大島新田調節池排水機場	大島新田調節池	倉松川	杉戸町	杉戸	杉戸	4.20	$2.1m^3/s \times 2$
23	岡泉調節池排水機場	岡泉調節池	隼人堀川	白岡市	杉戸	杉戸	0.25	$0.125m^3/s \times 2$
24	大吉調節池排水機場	大吉調節池	新方川	越谷市	総合治水	総合治水	2.00	$0.9m^3/s \times 2$ $0.2m^3/s \times 1$
25	上院調節池排水機場	上院調節池	古隅田川	さいたま市	総合治水	総合治水	1.00	$0.86m^3/s \times 1$ $0.07\ m^3/s \times 2$

26	大門上池調節池 排水機場	大門上池調節池	綾瀬川	さいたま市	総合治水	総合治水	3.40	1.67㎥/s×2 0.06 ㎥/s×1
27	大門下池調節池 排水機場	大門下池調節池	綾瀬川	さいたま市	総合治水	総合治水	1.50	0.71㎥/s×2 0.08 ㎥/s×1
28	東川地下河川 排水機場	東地下河川	東川	所沢市	川越	川越	0.413	0.206×2
計	28 排水機場	26調節池 2地下河川	17河川	13市 2町	7事務所		44.778	

3 国土交通省管理排水機場

番号	排水機場名	河川名	排出先	箇所	所管事務所	排水能力（m^3/s）	施設状況（m^3/s）
1	川島排水機場	安藤川（横塚放水路）	入間川	川島町	荒川上流河川事務所	30	10㎥/s×3
2	通殿川排水機場	通殿川	和田吉野川	熊谷市	荒川上流河川事務所	15	5㎥/s×3
3	南畑排水機場	新河岸川（びん沼川）	荒川	富士見市	荒川上流河川事務所	60	30㎥/s×2
4	新芝川排水機場	芝川（新芝川）	荒川	川口市	荒川下流河川事務所	50	25㎥/s×2
5	三郷排水機場	中川（三郷放水路）	江戸川	三郷市	江戸川河川事務所	200	50㎥/s×3 30㎥/s×1 20㎥/s×1
6	庄和排水機場	中川・倉松川 大落古利根川 幸松川 （外郭放水路）	江戸川	春日部市	江戸川河川事務所	200	50㎥/s×4
7	八潮排水機場	綾瀬川 （綾瀬川放水路）	中川	八潮市	江戸川河川事務所	100	50㎥/s×1 25㎥/s×2
8	伝右川排水機場	伝右川	綾瀬川	足立区	江戸川河川事務所	15	5㎥/s×3
計	8排水機場	11河川	6河川	6市1区 1町	3事務所	670	

7.3 調節池の施設概要

番号	名称	河川名	所管事務所	計画容量(㎥)	番号	名称	河川名	所管事務所	計画容量(㎥)
1	競馬場調節池	藤右衛門川	さいたま	40,000	26	大門上池調節池	綾瀬川	総合治水	565,000
2	芝川第７調節池	芝川	さいたま	369,000	27	大門下池調節池	綾瀬川	総合治水	369,000
3	上谷沼調節池	藤右衛門川	さいたま	450,000	28	再開発地下調節池	東川	川越	10,000
4	鴨川第１調節池	鴨川	さいたま	147,400	29	毛長川調節池	毛長川	さいたま	60,000
5	深作多目的遊水地	深作川	さいたま	710,000	30	びん沼調節池	新河岸川	川越	1,700,000
6	鴨川第２調節池	鴨川	さいたま	71,600	31	入曽調節池	不老川	川越	77,000
7	新郷多目的遊水地	辰井川	さいたま	98,000	32	蛇島調節池	新河岸川	川越	184,000
8	芝川第１調節池	芝川	さいたま	2,000,000	33	日比田調節池	東川	川　越	130,000
9	桜木調節池	鴻沼川	さいたま	56,000	34	大河原調節池 （Ａ調節池） （Ｂ調節池） （地下貯留施設）	入間川	飯　能	59,000 20,000 66,000
10	原市沼調節池 （下の池１・２） （中の池）	原市沼川	北本	208,000 41,000	35	大森調節池	不老川	飯能	150,000
11	寺尾調節池	新河岸川	川越	360,000	36	堤調節池	御陣場川	本庄	36,000
12	上新井調節池	東川	川越	64,000	37	清水川調節池	清水川	熊谷	24,000
13	上之調節池	星川	熊谷	90,000	38	福川調節池	福川	熊谷	65,000
14	花崎多目的遊水地	青毛堀川	行田	891,000	39	中手子林調節池	中川	行田	150,000
15	吉川調節池	大場川	越谷	110,000	40	さきたま調節池	野通川	行田	74,000
16	柳島調節池	辰井川	越谷	69,000	41	小林調節池	野通川	杉戸	97,000
17	谷塚調節池	辰井川	越谷	26,000	42	新和西上池	綾瀬川	総合治水	214,000
18	吉川美南調節池	第二大場川	越谷	135,000	43	鴻沼川地下河川	鴻沼川	さいたま	37,000
19	栄調節池	第二大場川	越谷	80,000					
20	上口調節池	第二大場川	越谷	130,000					
21	大相模調節池	元荒川	越谷	1,200,000					
22	大島新田調節池	倉松川	杉戸	840,000					
23	岡泉調節池	隼人堀川		49,000					
24	大吉調節池	新方川	総合治水	404,000					
25	上院調節池	古隅田川	総合治水	180,000					
計					43箇所		25河川	10事務所	12,861,000

第８章　ダム・堰・水門

8.1　ダム・堰・水門の操作

水防上重大な関係を有するダム、堰、水門等については、水防管理者はあらかじめ関係する国土交通省河川事務所長、県土整備事務所長、堰及び水門管理者とその操作基準及び連絡方法等を協議し、水防活動に備えるものとする。

水防上重大な関係を有するダム一覧表

河川名	名　称	位　　置	所　　轄	責　任　者
有間川	有間ダム	飯能市大字下名栗	埼　玉　県	飯能県土整備事務所長
荒川	二瀬ダム	秩父市大滝	国土交通省	二瀬ダム管理所長
荒川	荒川第一調節池	戸田市	国土交通省	荒川上流河川事務所長
神流川	下久保ダム	（左岸）群馬県藤岡市保美濃山 （右岸）埼玉県児玉郡神川町大字矢納	(独) 水資源機構	利根川上流総合管理所長
荒川	玉淀ダム	大里郡寄居町大字末野	東京発電㈱ 埼玉事業所	埼玉事業所長
大洞川	大洞ダム	秩父市大滝	東京発電㈱ 埼玉事業所	埼玉事業所長
権現堂川	権現堂調節池	幸手市大字権現堂	埼　玉　県	杉戸県土整備事務所長
浦山川	浦山ダム	秩父市荒川久那	(独) 水資源機構	荒川ダム総合管理所長
吉田川	合角ダム	秩父市上吉田	埼　玉　県	秩父県土整備事務所長
中津川	滝沢ダム	秩父市大滝	(独) 水資源機構	荒川ダム総合管理所長

8.2　ダムの操作

ダムの操作は各ダムにおける操作基準により実施する。操作基準は**資料１１－１**のとおりである。

8.3　ダムの連絡系統

各ダムにおいて、放流や洪水調節等を行ったとき又は洪水警戒体制等の必要な情報を伝達するときは、各ダムの管理者は連絡系統に基づき、情報（**様式５関係**）を関係機関に伝達するものとする。連絡系統は**資料１１－２**のとおりである。

8.4　堰・水門等の操作

堰、水門等の操作は次のとおりとする。

ア）堰、水門等はあらかじめ監視員を定めておくものとする。

イ）監視員は、平素はもとより、特に気象状況の通知を受けたときは直ちに工作物の点検をして、出水時の操作に支障のないようにしておくものとする。

ウ）管理者は、出水の状況によって、門扉の開閉その他必要な措置をとると共に、その状況を速やかに関係国土交通省各河川事務所長及び県土整備事務所長に通知する。また、県が操作を担当としている水門（調節池に係るものは除く）については、情報伝達系統に基づき、関係機関への情報伝達を行う。対象施設については下表のとおりである。伝達系統については**資料１２－２**、報告様式は**様式４－１**のとおりである。

エ）堰、水門等の操作基準は**資料１２**のとおりである。

＜対象とする施設＞

番号	施設名	担当事務所名
1	三領排水機場、三領水門	さいたま県土整備事務所
2	笹目川排水機場、笹目水門	さいたま県土整備事務所
3	鴨川排水機場、昭和水門	さいたま県土整備事務所
4	芝川排水機場、竪川樋門、竪川排水路樋門	さいたま県土整備事務所
5	九十川排水機場、九十川樋門	川越県土整備事務所
6	渋井水門、入会樋管	川越県土整備事務所
7	山王樋門	東松山県土整備事務所
8	岡排水機場、岡樋管	熊谷県土整備事務所
9	中川上流排水機場	杉戸県土整備事務所
10	倉松川水門	総合治水事務所

第９章　通信連絡

9.1　水防時の通信連絡

水防時における水防各機関相互における通信連絡は、迅速かつ円滑に行うものとする。

9.2　水防管理団体の通信施設

水防管理団体の防災行政無線及びＮＴＴ線電話番号は、**資料１３－１**、**資料１３－２**のとおりである。

9.3　県の通信施設

県の防災行政無線及びＮＴＴ線電話番号は**資料１３－１**、**資料１３－２**のとおりである。

県土整備系の防災行政無線施設は、**資料１３－３**のとおりである。

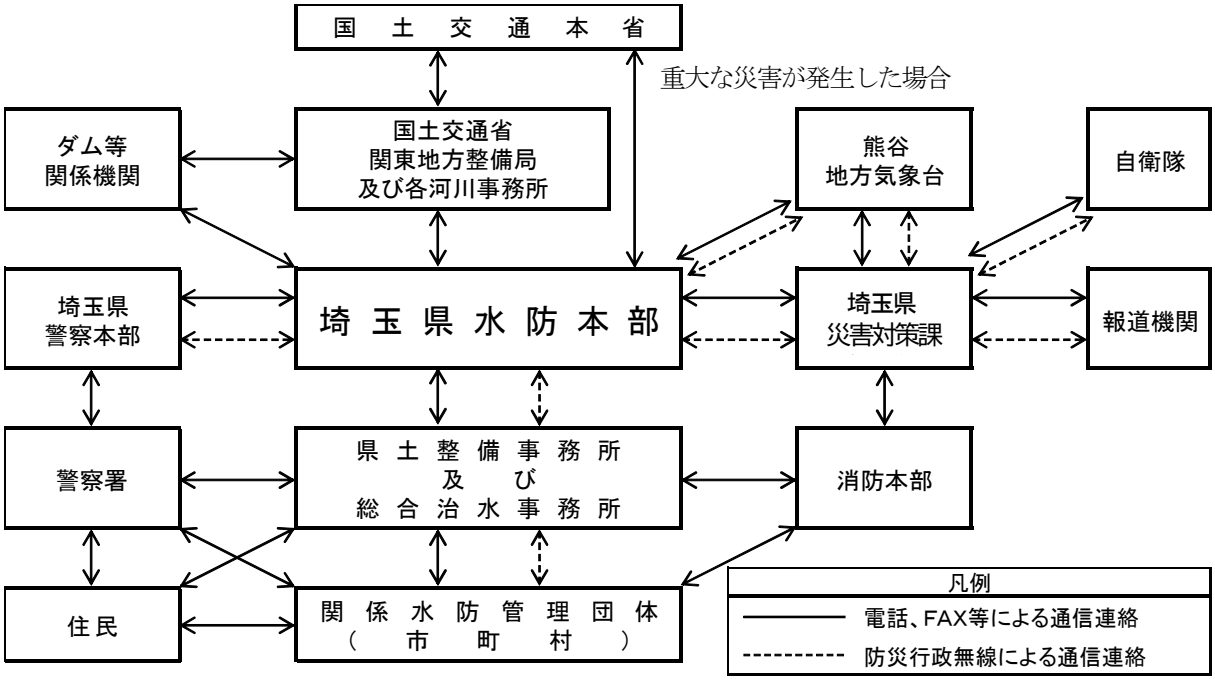

9.4　電気通信事業者の協力（法第２７条第２項）

災害時により電話が込み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約９０％以上の制限が行われることがある）が行われるため、通所の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、電気通信事業者(東日本電信電話株式会社)の電気通信設備を優先的に使用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者への事前の申し込みが必要となるため、必要な電話

回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時有線通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

なお、非常電話の取扱いは、次の限りとする。

（1）この通話は、洪水、高潮の発生または発生するおそれのある旨の通報及び警報または、その予防関係のうち、緊急を要するものに限る。

（2）この通話は、次に掲げる利用機関相互に発生することを原則とする。

ア．国土交通本省	イ．関東地方整備局	ウ．同左各河川事務所
エ．各水害予防組合	オ．各水防事務組合	カ．県警察
キ．県　庁	ク．各県土整備事務所	ケ．各市町村
コ．雨量計及び水位標管理者	サ．防衛庁（各駐屯地司令）	シ．気象庁
ス．管区気象台	セ．地方気象台	ソ．消防機関

（3）この通話の発信電話は、原則としてあらかじめ所属する関係支店長が指定した「災害時優先電話」でなければならない。

9.5　専用電話の協力（法第２７条第２項）

知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために次の施設の専用通信施設を使用することができる。

１　警察通信施設

水防時非常の場合、加入非常通話及び非常電報の取扱いが不能になったときは、次の要領で警察通信施設を使用することができる。

（1）使用の範囲は水防事務であって緊急、非常の時で他に適当な連絡方法がないときに限る。

（2）通信方法は埼玉県警察本部経由で水防本部を呼び出す。

（3）使用の方法は、原則としてその通信内容を書面または口頭で示し、警察官に通信方法を依頼する。但し、質疑を伴うような複雑なものにおいては、警察官が呼び出しを行い、内容は水防機関が行う。

（4）駐在所等で警察官が不在のとき警察電話を使用するときは、身分証明書等により身分を明らかにするとともに、家族の指示を受けて自ら通信する。

（5）警察通信の使用については管轄警察署長又は県警察本部にその都度申出のうえ、警察固有の事務に支障のない範囲内において使用する。

第 10 章　水防施設及び輸送

10.1　水防倉庫及び資器材

①県は、水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急の場合に際し、応急支援するため資器材を備蓄するものとする。

②指定水防管理団体は、その重要水防区域の延長約２キロメートルにつき、１棟の水防倉庫を設け、おおむね次表に示す資器材を備蓄するように努めるものとする。それ以外の水防管理団体も、指定水防管理団体に準じて必要な準備をしておくものする。なお、水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

＜標準資器材表＞

品　名	単位	数量	品　名	単位	数量
鋸		4	掛矢		10
スコップシャベル		30	照明具		3
斧		5	鎌		10
竹	本	15	土のう袋	枚	600
ロープ（縄）	kg	200	シート(むしろ)	枚	100
木材		4	予備土	m3	若干

③水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、各農家、農業関係倉庫等の手持量を調査し、資材業者を登録し、並びに緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備えること。

④水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を国土交通省河川事務所長又は所管県土整備事務所長の承認を受けて使用することができる。

なお、国土交通省河川事務所長及び所管県土整備事務所長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

⑤県は、重要水防箇所のうち、過去の被害状況や河川改修状況等を踏まえ、水害リスクの高い箇所（以下　高リスク箇所）を定め、高リスク箇所を優先して事前対策を実施する。

⑥高リスク箇所での事前対策の実施にあたっては、高リスク箇所での堤防の決壊・溢水・越水、漏水等による家屋浸水被害を最小限にするため、必要となる資器材の数量、運搬ルートを確認する。また、備蓄資器材が使用または損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

10.2　輸送の確保

①非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、各県土整備事務所長は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立しておくものとする。

また水防管理団体は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して次のような輸送経路図を作成して各県土整備事務所に提出しておくものとする。

・付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図

・万一に備えた多角的輸送路の選定図

②近距離輸送のため、トラックその他輸送車の配備を計画しておくものとする。

第 11 章　水防活動

11.1　水防配備

（1）県の水防配備

県は、水防に関する警報・注意報等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、水防配備により水防事務を処理するものとする。

水防配備の発令は、水防本部長（県土整備部長）が行うものとする。ただし、現地指導班長（各事務所長）は、自らの管轄水防区域の状況を考慮して、あらかじめ各配備区分における出動人員を定めておくとともに、緊急に必要があると認めたときは、独自の判断により配備の発令及び体制の強化を行う。この場合は、直ちに水防本部長に報告するものとする。

１　水防配備体制

第１配備	少数の人員で主として情報伝達を行う。
第２配備	所属人員を動員し、情報伝達、情報収集、出動要請等を行う。
第３配備	所属人員を全員動員し、万全な体制をとる。

※所属全員を動員するが、体制が長く続く可能性があるためローテ―ション制にする。

２　水防配備体制発令基準

第１配備	・管内に気象業務法第１４条の２に基づく水防活動用予警報で大雨注意報、洪水注意報のいずれかが発表されたとき。 ・気象業務法第１４条の２に基づく水防活動用予警報のうち東京都北区に気象庁が発表する高潮警報、国土交通省荒川下流河川事務所が発表する高潮による水防警報（南砂町基準水位観測所）のいずれかが発表されたとき。 ・水防長が必要と認めたとき。 ・第２配備体制を解除したとき。
第２配備	・管内に気象業務法第１４条の２に基づく水防活動用予警報で、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表されたとき。 ・管内に水防法第１０条、第１１条に基づく洪水予警報で、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。 ・水防長が必要と認めたとき。 ・管内で水防法第１６条により指定された河川の水防警報が発表されたとき。 ・第３配備体制が解除されたとき。
第３配備	・水防本部長が必要と認めたとき。 ・相当な被害が県下広範囲にわたり発生する恐れがあるとき。 ・埼玉県災害対策本部が設置され、非常体制となったとき。

（2）水防管理団体の非常配備

①水防管理団体の非常配備

水防管理団体の非常配備については、県の非常配備に準ずるものとし、水防管理者があらかじめその体制を整備しておくものとする。

②水防団及び消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりである。

配備区分	配備基準	配備体制
待　機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準　備	1. 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当りダム、水こう門、ひ門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出　動	1. 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき 2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇の恐れがあるとき	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
指　示	氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解　除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

11.2　巡視及び警戒

（1）平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第 13 章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて河川管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

（2）出水時

（ア）洪水

水防管理者等は、県から水防警報等が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（第 3 章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄県土整備事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所轄県土整備事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、11.8 に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない

①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
②堤防の上端の亀裂または沈下
③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
④居住地側堤防斜面の漏水等による亀裂および欠け崩れ
⑤排・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

（イ）高潮

水防管理者等は、県から水防警報等が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄県土整備事務所長及び海岸等の管理者に連絡し、所轄県土整備事務所長は水防本部長に報告するものとする。

①堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
②堤防の上端の亀裂または沈下
③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
④居住地側堤防斜面の漏水等による亀裂および欠け崩れ
⑤排水門・取水門・閘門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

11.3　水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、**資料１５－１**のとおりである。

その際、団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

11.4　緊急通行

（1）緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しないを通行することができる。

（2）損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

11.5　警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

11.6　居住者等の水防義務

水防管理者、水防団長及び消防機関の長は水防のため、必要がある時はその区域に居住する者又は水防の現場にいる者を水防作業に従事させることが出来る。（法第２４条）

11.7　避難のための立ち退き

（1）洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通

知するものとする。

（2）水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を所轄県土整備事務所長に速やかに報告し、所轄県土整備事務所長は水防本部長に報告するものとする。

（3）水防管理者は、警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

11.8　身分証明書

調査および指導等のため、現場に赴く職員は身分証明書を所持しなければならない。

水防法第４９条による身分証明書は、水防に関する規則（昭和２５年２月７日埼玉県規則第４号）第６条に定めるとおりとする。

11.9　決壊・越水・溢水・異常な漏水の通報及びその後の措置

（1）決壊・越水・溢水・異常な漏水の通報

水防に際し、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに河川管理者及び関係者に通報するとともに、災害オペレーション支援システムに登録し、広く周知するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難指示の発令に資する事象として発生箇所等を情報提供するものとする。

特に、暫定堤防区間における危険水位は、現況堤防高から余裕高を引いた高さ（スライドダウンを行わない高さ）が設定されている。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の断面不足等による漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防その他の施設の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

（2）決壊・越水・溢水・異常な漏水の通報系統

決壊・越水・溢水・異常な漏水の通報系統は、資料１５－２のとおり。なお、通報先の関係市町村に対して、河川管理者は、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとに氾濫水の

到達が想定される市町村を整理したものや漏水発生状況の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。

（3）決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

11.10　水防配備の解除

（1）県の水防配備の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを関係機関に通知するものとする。

1　水防配備体制解除基準

第１配備	・管内で気象業務法第１４条の２に基づく水防活動用予警報が解除されたとき。 ・気象業務法第１４条の２に基づく水防活動用予警報のうち東京都北区に気象庁が発表する高潮警報、国土交通省荒川下流河川事務所が発表する高潮による水防警報（南砂町基準水位観測所）が解除されたとき。 ・水防長が水防体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 ・第１配備体制から第２配備体制に移行したとき。
第２配備	・管内に気象業務法第１４条の２に基づく水防活動用予警報で、大雨警報、洪水警報の全てが解除されたとき。 ・管内に水防法第１０条、第１１条に基づく洪水予警報で、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）が全て解除されたとき。 ・水防長が水防体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 ・管内で水防法第１６条により指定された河川の水防警報が解除されたとき。 ・第２配備体制から第３配備体制に移行したとき。
第３配備	・水防本部長が水防体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 ・被害が拡大する恐れがなくなったとき。 ・埼玉県災害対策本部が非常体制を解除したとき。

（2）水防管理団体の非常配備の解除

①水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれがなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、所轄県土整備事務所を通じ水防本部に報告するものとする。

②水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 12 章　水防信号、水防標識等

12.1　水防信号

知事の定める水防信号は、次のとおりとする。

第１信号　氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第２信号　水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）	事　　項
第１信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒5秒 15秒 ○ー休止　○ー休止　○ー休止	通報水位に達したことを知らせるもの
第２信号	○ー○ー○　○ー○ー○	約 5秒 6秒　5秒 6秒　5秒 6秒 ○ー休止　○ー休止　○ー休止	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第３信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	約 10秒 5秒 10秒 5秒10秒 5秒 ○ー休止　○ー休止　○ー休止	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第４信号	乱打	約 1分 5秒 1分 5秒 ○ー休止　○ー休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの

備考　１　信号は適宜の時間継続すること。

２　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

３　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

12.2　水防標識

（1）知事の定める水防のために出動する車両の標識は、次のとおりとする。

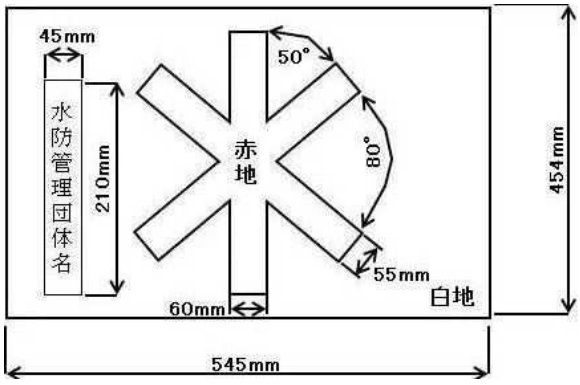

※寸法は標準となるものであり、用途に応じ、適宜変更しても差し支えない。

（2）水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

12.3 身分証票

（1）県の職員の身分証票

水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する県の職員の身分証票は次のとおりとする。

（表）（例）

第　　号

身 分 証 明 書

次の者は、水防法第４９条第１項の規定により必要な土地に立ち入ることができる者であることを証明する。

職　　名
氏　　名　　年　　月　　日生

交　　付　　年　　月　　日
有効期限　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

埼玉県知事　　氏　　名　　印

（裏）（例）

水防法（抜粋）

第４９条　**都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。**

２　**都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。**

（2）水防管理団体の職員の身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、当該水防管理者が定めるものとする。

第 13 章　協力及び応援

13.1　河川管理者の協力及び援助

（1）国土交通省関東地方整備局長

河川管理者関東地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

① 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供

② 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫到達市区町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

③ 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知

④ 重要水防箇所の合同点検の実施

⑤ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

⑥ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

⑦ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

＜河川管理者の援助が必要な事項＞（例）

（1）水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供

（2）水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言

（3）市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

（4）水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

（2）埼玉県知事

河川管理者埼玉県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

① 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報等）の提供

② 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定ごとの氾濫到達市町村の事

前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

③　堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知

④　重要水防箇所の合同点検の実施

⑤　水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

⑥　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

⑦　水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

13.2　隣接都県との協力及び相互協定

群馬県と埼玉県は、水防事務に関して次のことを協定する。

＜協定事項＞

対象となる河川は、流域が両県にまたがる河川又は洪水等による被害が両県に影響する河川のうち、次のとおりとする。

①洪水予報河川

②水位情報周知河川

③水防警報河川

④その他、破堤、越水などにより両県それぞれに影響がでた河川

両県が相互に交換し、活用する水防情報は、次のとおりとする。

①両県が所管する雨量、水位情報

②両県が発表する洪水予報、水位情報の通知及び周知、水防警報の情報

③両県双方に関係する水防管理団体及び県機関の水防活動情報

④両県双方に関係する被害情報

⑤両県双方の水防計画

⑥その他、水防事務で必要な情報

東京都と埼玉県は、水防事務に関して次のことを協定する。

＜協定事項＞

東京都と埼玉県は、相互に関連する河川の水防情報を円滑に行うものとする。

水防の対象となる河川は次のとおりとする。

①綾瀬川、②大場川、③伝右川、④垳川、⑤毛長川、⑥新河岸川、⑦白子川、⑧黒目川、⑨柳瀬川、⑩霞川、⑪成木川、⑫芝川、⑬新芝川

東京都と埼玉県は、気象庁が行う水防活動用の雨量若しくは洪水のいずれかの警報が発表されたとき又は水防の必要が生じたときは、次に掲げる情報を交換するものとする。

①水防活動の状況（水防実施状況、被害状況及び浸水状況を含む）

②その他水防活動に参考となる情報

13.3　水防管理団体相互の応援及び相互協定

（1）協力応援

水防管理団体は水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておくものとする。

水防管理団体は水防機関の相互協力応援について、水防法第２３条第１項にもとづき水防管理者又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援する外、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、つとめて併用の便を図るものとする。

（2）県の調整・支援

県土整備事務所は管内水防管理団体の相互協力応援について、適切な指導を行い必要に応じて統制と活動の利便を図るものとする。

13.4　警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

13.5　自衛隊の派遣要請

（1）出動要請

自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき、埼玉県において発生する各種の災害に際し、県民の生命財産を保護するため、自衛隊に対する災害派遣要請及び自衛隊との連絡は次のとおり実施する。（詳細については、埼玉県地域防災計画【風水害・事故対策編】第３編・第２章・第１４節「応急対応力の強化」を参照）

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

①災害の状況及び派遣要請を要求する事由

②派遣を希望する期間

③派遣を希望する区域及び活動内容

④派遣部隊が展開できる場所

⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

（2）災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その実態がやむをえないと認めるもので、他の要員を確保する組織等がない場合とする。

（3）自衛隊との連絡

ア）情報の交換

知事は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、各種情報を的確に把握し、必要に応じ第３２普通科連隊長及び中部航空方面隊司令部防衛部長と情報を交換するものとする。

イ）連絡先

部隊名（駐屯地名等）	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
航空自衛隊 中部航空方面隊 司令部 （入間基地）	運用第２班長	司令部 当直幕僚	狭山（０４２）９５３－６１３１ 内線　２２３３ 時間外　２２０４　２２０９
部隊名（駐屯地名等）	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 第３２普通科連隊 （大宮駐屯地）	第２科長	部隊当直司令	（０４８）６６３－４２４１ 内線　４２５・４２６ 時間外　４０２

ウ）その他

自衛隊が県に派遣された場合、その所管にかかる具体的事項について派遣部隊等の長と直接連絡協議することができる。

・ 水防に関すること

県土整備部水防本部　　電話　０４８（８３０）５１３７

・ 地震に関すること

危機管理防災部災害対策課　　電話　０４８（８３０）８１８１

13.6　国（河川事務所、地方気象台等）との連携

（1）水防連絡会

県は、県土整備事務所単位で国土交通省河川事務所や地方気象台等の関係機関を構成員とした水防連絡会を設置し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水・津波・高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波・高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報の提供及び水防管理団体等からの意見聴取等を行う。

（2）ホットライン

県土整備事務所は河川の水位状況については国土交通省河川事務所とのホットラインにより、また気象状況については埼玉県県土整備部水防本部と熊谷地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

13.7　二つ以上の都県にわたる水防事務

（1）栃木県

栃木県県土整備部河川課　電話宇都宮　０２８（６２３）２４４５（直通）
ＦＡＸ　０２８（６２３）２４４１
マイクロ　８３（７６６）２４４５
ＦＡＸ　８３（７６６）７５１０

（2）千葉県

千葉県県土整備部河川環境課　電話千葉　０４３（２２３）３１５６
ＦＡＸ　０４３（２２１）１９５０
マイクロ　８３（７０４）７６４０
ＦＡＸ　８３（７０４）７６５０

（3）茨城県

茨城県土木部河川課　電話水戸　０２９（３０１）４４９０（直通）
ＦＡＸ　０２９（３０１）４４９９
マイクロ　８３（７６５）４４９０
ＦＡＸ　８３（７６５）４４９９

五霞町役場　０２８０（８４）３６１８　ＦＡＸ　０２８０（８４）１４７８

（4）東京都

気象業務法第１４条の２第１項に規定する大雨及び洪水のいずれかの警報が発表されたとき又は水防の必要が生じたときは、次の情報を交換する。

ア）水防活動の状況（水防実施状況、被害状況及び浸水状況を含む）

イ）その他、水防活動に参考となる情報

東京都建設局河川部防災課	電話東京	０３（５３２０）５４３５
防災対策室	ＦＡＸ（優先）	０３（５３８８）１５３５
	ＦＡＸ	０３（５３８８）１５３４
	マイクロ	８３（７０２）７０９７２
	ＦＡＸ	８３（７０２）７００７１

（5）群馬県

群馬県県土整備部河川課水害対策室防災係

ＮＴＴ 電 話	０２７（２２６）３６１９（防災係直通）
ＮＴＴＦＡＸ	０２７（２２４）１３６８
マイクロ電話	８３（７４６）３１１～３１３
マイクロ FAX	８３（７４６）３００

（6）埼玉県

埼玉県県土整備部水防本部防災担当

ＮＴＴ 電 話	０４８（８３０）５１３７（防災担当直通）
ＮＴＴＦＡＸ	０４８（８３０）４８６５
マイクロ電話	８３（７０３）３１４
マイクロ FAX	８３（７０３）３００

13.8 企業（地元建設業等）との連携

県は、出水時の水防活動に際し、資料材の提供等に関して一般社団法人埼玉県建設業協会と協定を締結している。協定書は**資料１６**に添付のとおりである。

また、水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は水防管理者の定めた水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

県は以下の条件を一つでも満たす場合は事前準備開始の指示を各業者に行う。

１．「県土整備部風水害対応活動方針（令和2年5月）」のタイムラインに則り、原則７２時間後の台風予報円が埼玉県にかかり、その時の台風の大きさが「大型」または台風の強さが「強い」を超える場合

２．熊谷地方気象台が台風説明会を開催し、浸水被害が想定される場合

第14章　費用負担と公用負担

14.1　費用負担

（1）費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

（2）利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあっせんを申請することができる。

14.2　公用負担

（1）公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

①必要な土地の一時使用

②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

③車両その他の運搬用機器の使用

④排水用機器の使用

⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

（2）公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあっては、13.8に規定する水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

（3）公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

（4）損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 15 章　水防報告等

15.1　水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

①天候の状況並びに警戒中の水位観測表

②水防活動をした河川名及びその箇所

③警戒出動及び解散命令の時刻

④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員

⑤水防作業の状況

⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果

⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数

⑧水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所

⑨応援の状況

⑩居住者出勤の状況

⑪警察関係の援助の状況

⑫現場指導の官公署氏名

⑬立退きの状況及びそれを指示した理由

⑭水防関係者の死傷

⑮殊勲者及びその功績

⑯殊勲水防団とその功績

⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

15.2　水防活動報告

（１）水防管理団体の報告

水防管理団体は、情報連絡責任者を定め、水防活動実施の際、下記報告様式にて所轄県土整備事務所長に報告する。

ア）水防活動実施報告（**様式６－１**）

・水防活動の開始時・終結時に報告。

・亀裂、漏水、越水、洗掘等の状況が生じた場合は逐次、情報収集し、報告。

・破堤等、重大な状況が生じた場合はすみやかに情報収集し、また情報が入り次第、報告。

イ）活動内容報告（**様式６－２**）

・水防活動の終結後に報告。

（２）県土整備事務所の報告

各県土整備事務所は、管内水防管理団体からの報告を遅滞なく水防本部へ報告する。報告様式は、水防管理団体と同様の様式又は水防本部から指定された様式とする。

（３）水防本部の報告

水防本部は、県土整備事務所を経由して報告された水防管理団体の各種報告を、国土交通省関東地方整備局に報告するものとする。

第16章　水防訓練

16.1　指定水防管理団体の水防訓練

指定水防管理団体は、毎年１回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や関東地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

第 17 章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

17.1　洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	浸水想定区域公表ＨＰアドレス	関係市町村	作成主体
利根川	利根川・広瀬川・早川・小山川	H29.7.20	https://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/tonejo00129.html	桶川市、春日部市、加須市、上里町、行田市、久喜市、熊谷市、鴻巣市、越谷市、さいたま市、幸手市、白岡市、杉戸町、草加市、蓮田市、羽生市、深谷市、本庄市、松伏町、三郷市、宮代町、八潮市、吉川市、川口市、上尾市、北本市、伊奈町	国土交通省
	渡良瀬川	H29.7.20	https://www.ktr.mlit.go.jp/watarase/watarase_index015.html	加須市	国土交通省
	烏川・神流川・鏑川・碓氷川	H28.8.2	https://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/shinsuisouteikuiki.html	上里町、神川町、本庄市、深谷市	国土交通省
	江戸川	H29.7.20	https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa_index008.html	さいたま市、春日部市、越谷市、幸手市、杉戸町、草加市、松伏町、三郷市、八潮市、吉川市、久喜市	国土交通省
	中川・綾瀬川	H29.7.20		松伏町、吉川市、越谷市、草加市、三郷市、八潮市	国土交通省
	小山川流域	R6.5.28	https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/shinsuisouteikuiki/index.html	皆野町、上里町、神川町、寄居町、本庄市、深谷市、美里町、熊谷市、行田市	埼玉県
	福川	R6.5.28		深谷市、熊谷市、行田市、羽生市、加須市、鴻巣市	埼玉県
	中川流域	R6.5.28		熊谷市、行田市、羽生市、加須市、鴻巣市、久喜市、幸手市、北本市、上尾市、桶川市、伊奈町、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町、	埼玉県

	中川流域	R6.5.28	https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/shinsuisouteikuiki/index.html	春日部市、さいたま市岩槻区、さいたま市見沼区、さいたま市緑区、松伏町、越谷市、草加市、川口市、吉川氏、八潮市、三郷市	埼玉県
	御陣場川流域	R6.5.28		上里町、本庄市、深谷市	埼玉県
	神流川	R6.5.28		神川町、上里町、本庄市、深谷市	埼玉県
	谷田川	R6.5.28		加須市	埼玉県
	石田川	R6.5.28		熊谷市	埼玉県
荒川	荒川及び 入間川	R6.5.28	https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo_index038.html	さいたま市、川越市、 熊谷市、川口市、行田市、 加須市、東松山市、 春日部市、羽生市、鴻巣市、 上尾市、草加市、越谷市、 蕨市、戸田市、朝霞市、 志木市、和光市、新座市、 桶川市、久喜市、北本市、 八潮市、富士見市、 ふじみ野市、蓮田市、 幸手市、吉川市、伊奈町、 川島町、吉見町、宮代町、 白岡市、杉戸町、松伏町、 三芳町、寄居町、深谷市、 三郷市、坂戸市、毛呂山町、 鳩山町、鶴ヶ島市	国土交通省
	市野川流域	R6.5.28	https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/shinsuisouteikuiki/index.html	熊谷市、東松山市、滑川町、 嵐山町、小川町、川島町、 吉見町、寄居町	埼玉県
	入間川流域	R6.5.28		川越市、飯能市、東松山市、 狭山市、入間市、坂戸市、 日高市、毛呂山町、越生町、 嵐山町、小川町、川島町、 鳩山町、ときがわ町、東秩父村	埼玉県
	鴨川流域	R6.5.28		さいたま市中央区、さいたま市桜区、さいたま市西区、さいたま市北区、さいたま市大宮区、さいたま市南区、川口市、上尾市、蕨市、戸田市	埼玉県
	芝川・新芝川 流域	R6.5.28		さいたま市見沼区、さいたま市緑区、さいたま市北区、さいたま市大宮区、さいたま市浦和区、さいたま市南区、川口市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、八潮市	埼玉県

荒川	新河岸川流域	R6.5.28	https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/shinsuisouteikuiki/index.html	さいたま市西区、川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	埼玉県
	吉野川流域	R6.5.28		熊谷市、深谷市、寄居町、東松山市	埼玉県
	和田吉野川流域	R6.5.28		熊谷市、東松山市、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町	埼玉県
	江川	R6.5.28		上尾市、桶川市	埼玉県
	笹目川	R6.5.28		さいたま市南区、川口市、蕨市、戸田市	埼玉県
	菖蒲川流域	R6.5.28		川口市、蕨市、戸田市	埼玉県
	荒川上流域	R6.5.28		秩父市、深谷市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、寄居町	埼玉県

17.2　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①洪水予報、水位到達情報の伝達方法

②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

③災害対策基本法第 48 条第１項の防災訓練として市町村長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項

④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数のものが利用すると見込まれるものを含む））でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ　大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

⑤その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

17.3　洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた上記 17.2①～⑤に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第７条第１項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第８条第３項に規定する事項を含む。）を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、インターネットを利用した提供その他の適切な措置を講じることとする。

17.4　予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

17.5　地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成

水防法第15 条第１項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

17.6　要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15 条第１項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

17.7　大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15 条第１項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

17.8　浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

第 18 章　水防協力団体

18.1　水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

18.2　水防協力団体の業務

(1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力

(2) 水防に必要な器具、資材、又は設備の保管、提供

(3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供

(4) 水防に関する調査研究

(5) 水防に関する知識の普及、啓発

(6) 前各号に附帯する業務

18.3　水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(水防法第 32 条の三)

18.4　水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、**資料１７－１**を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は､指定要領を参考として指定することとする｡また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、**資料１７－５**に示す活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

第 19 章　水防管理団体の水防計画

19.1　水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年出水期前までに、水防協議会又は市町村防災会議に諮り、知事に遅滞なく届け出るものとする。

なお、非指定水防管理団体においても、水防計画を作成しておくことが望ましい。

19.2 水防計画の公表

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

19.3 水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合の議決で定めるものとする。

19.4 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する。